

第 2 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

平成23年6月28日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 2 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成23年6月28日(火曜日)

午前10時0分開議
午前10時59分休憩
午前11時5分開議
午後0時49分閉会

本日の会議に付した事件

平成23年度主要事業等説明

議案第1号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第2号）

議案第2号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 熊本県税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 平成23年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第20号 熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

報告第1号 平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてのうち

報告第6号 平成22年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてのうち

請第5号 熊本県議会の改革を求める請願閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①東日本大震災に係る地域防災計画の見直し及び支援状況について
- ②政令指定都市移行に向けた動きについて
- ③川辺川ダム問題について
- ④物品調達等に関する不適正経理再発防止策の検証について

委員会提出議案

五木村の生活再建に関する意見書

出席委員(8人)

委員長 佐藤 雅 司
副委員長 高野 洋 介
委員 前川 收
委員 岩中 伸 司
委員 大西 一 史
委員 井手 順 雄
委員 増永 慎一郎
委員 磯田 毅

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 松見 辰彦
政策審議監 田嶋 徹
危機管理監 牧野 俊彦
秘書課長 山口 達人
広報課長 田中 浩二
危機管理防災課長 佐藤 祐治

総務部

部長 駒崎 照雄
政策審議監 岡村 範明
文書私学局長 岡本 哲夫
総務税務局長 倉永 保男
市町村局長 小嶋 一誠
人事課長 古閑 陽一
財政課長 小林 弘史
首席審議員
兼県政情報文書課長 寺島 俊夫
私学振興課長 五嶋 道也
総務事務センター長 兼行 雅雄
管財課長 米満 譲治

税務課長 出 田 貴 康
 市町村行政課長 能 登 哲 也
 市町村財政課長 山 口 洋 一
 消防保安課長 佐 藤 祐 治
 政策監 原 悟
 企画振興部
 部 長 坂 本 基
 総括審議員兼政策審議監 河 野 靖
 総括審議員
 兼交通政策・情報局長 小 林 豊
 地域・文化振興局長 宮 尾 尚
 企画課長 坂 本 浩
 地域振興課長 佐 藤 伸 之
 政策監
 新幹線元年戦略推進室長 本 坂 道
 文化企画課長 富 永 正 純
 政策監
 兼文化・世界遺産推進室長 吉 永 明 彦
 川辺川ダム総合対策課長 津 森 洋 介
 交通政策課長 中 川 誠
 情報企画課長 古 谷 秀 晴
 統計調査課長 佐 伯 康 範
 出納局
 会計管理者兼出納局長 中 山 寛
 首席審議員兼会計課長 田 上 勲
 管理調達課長 清 田 隆 範
 人事委員会事務局
 局 長 田 崎 龍 一
 首席審議員兼総務課長 松 見 久
 公務員課長 松 永 寿
 監査委員事務局
 局 長 本 田 惠 則
 首席審議員兼監査監 山 中 和 彦
 監査監 藤 本 耕 二
 監査監 中 島 昭 則
 議会事務局
 局 長 井 川 正 明
 次長兼総務課長 黒 田 祐 市
 議事課長 池 田 正 人
 政務調査課長 松 永 康 生

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上 野 弘 成
 政務調査課課長補佐 川 上 智 彦

午前10時0分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、ただいまから第2回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に3名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

皆さんおはようございます。総務常任委員長を拝命いたしました阿蘇市選出の佐藤雅司でございます。

総務委員会、初めてでありますけれども、非常に範囲が広いということであります。企画、財政、その他、他会に属しないことまでやっていかなきゃならぬということでもあります。それに加えまして、今回の震災の関係、きのうも特々の委員会がありましたけれども、相当防災計画等々の話も出てくるかというふうに思っております。

ことし1年間でありますけれども、しっかりと円滑な運営に頑張ってまいりたいというふうに思いますので、執行部の皆さん、そして委員の皆さん、どうぞ御協力を賜りますように、高野副委員長ともどもよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

それでは、続きまして、高野副委員長からごあいさつをお願い申し上げます。

○高野洋介副委員長 おはようございます。さきの委員会で副委員長に選任いただきました高野洋介でございます。

今後1年間、佐藤委員長を支え、また円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、皆様方には御協力よろしく願いいた

します。

それでは、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 次に、本日は執行部を交えての初めての委員会でありますので、幹部職員の自己紹介をお願いいたします。

課長以上については自席からの自己紹介とし、課長補佐ほかにつきましては、お手元にお配りしております役付職員の名簿により紹介にかえさせていただきます。

それでは、知事公室松見公室長から、役付職員名簿の順番により順次お願いいたします。

（知事公室長、政策審議監～政務調査課長の順に自己紹介）

○佐藤雅司委員長 1年間、このメンバーで審議を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、平成23年度主要事業及び新規事業の説明に入ります。

各課長から、資料に従い説明をお願いいたします。

質疑は、付託議案等について執行部の説明を求めた後、一括してお受けしたいと思います。ですが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

初めに、田嶋政策審議監。

○田嶋政策審議監 知事公室でございます。

主要事業及び新規事業の4ページをお願いいたします。

知事によるトップマネジメントを補佐し、県政の重要課題に的確に対応するための経費

として2,000万円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。資料の5ページをお願いいたします。

まず、県の魅力や特色を県内外に発信するための広報事業でございます。

県の重要な施策等の情報を新聞、広報誌、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して提供する事業及び全国に向けて熊本をPRするための事業を実施いたします。

6ページをお願いいたします。

広報事業のほか、県政に関する意見や提言などを県民の皆さんからいただき、県政に反映させていく広聴事業、県庁の受付業務、県民行政相談室の運営を行う相談事業等がございます。

以上よろしくお願いいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

まず、危機管理体制の強化でございます。

自然災害や大規模な事故を初め、さまざまな危機事案に対する知事の危機管理体制を強化するため、4月の組織改編に伴いまして、危機管理防災機能を総務部から知事公室に移管いたしました。今後とも、情報の一元化、関係機関の連携、調整を推進してまいります。

国民保護につきましては、熊本県国民保護計画に沿って、引き続き組織体制の整備並びに訓練及びマニュアル等の充実に努めてまいります。

次に、防災体制の充実強化でございますが、県庁の防災センターに、土日、休日を含め、24時間職員を配置して、防災情報の迅速な伝達と初動体制の確保を図っております。

熊本県防災会議並びに総合防災訓練を9月

4日に宇城地域振興局管内で実施するなど、関係機関の連携強化、県民の防災意識の醸成に努めてまいります。

また、防災情報通信事業といたしまして、防災情報ネットワークシステム、ほかのシステムによりまして、県民、それから市町村等に対しまして的確な情報を発信してまいります予定でございます。

8ページをお願いいたします。

新規事業を上げさせていただいております。

まず、地域防災計画検討委員会の運営事業でございますが、今回の東日本大震災の教訓を踏まえまして、本県で起こり得る地震・津波災害や大規模・広域災害の対応、それから住民避難体制の見直し等を行うために、学識経験者や防災関係者で構成します検討委員会を運営するものでございまして、5月26日に第1回の委員会を開催したところでございます。

この事業につきましては、専決を行い、5月議会で承認をいただいております。

4番以下につきましては、6月の補正予算に計上いたしておる事業でございます。

今回のような大規模災害の被害を最小限に食いとめるためには、自助、共助、自分で助ける、ともに助かる、公助、公で助けるという事業をバランスよく実施する必要がありますけれども、緊急に取り組むことによりまして、事業効果の高いと思われる4事業をお願いしているところでございます。

公助の事業として、まず防災計画の見直しがありますが、その際に、今回、起こり得る、本県で発生するおそれがある地震、津波の被害想定並びに被害シナリオの策定に要する経費でございまして、地域防災計画の見直しの基礎資料とするためでございますが、調査等に若干時間がかかります関係で、今回、本年度と24年度に同額の2,500万円の債務負担をお願いして、2カ年で事業を実施するも

のでございます。

次に、大規模災害において最も効果を発揮するのが防災ヘリでございます。県内で災害が起こった場合に、他県から来たヘリが目的地に早く到着するために、ヘリサインの事業を4,380万円をお願いしているところでございます。

続きまして、共助に役立つ事業としましては、自主防災組織が非常に役立つところでございますので、その設立支援に伴う市町村に対する助成及び設立マニュアル等の作成費でございます。

続きまして、自助に役立つものとして、21年度にメールサービスシステムを準備しておりますが、これをより簡単に登録するための改修費でございます。

以上、主要事業及び新規事業でございます。よろしくをお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。資料の9ページをお願いいたします。

主要事業としまして、まず1の行政システム改革についてでございます。

くまもとの夢4カ年戦略の実現及び財政再建戦略の着実な推進という観点から、簡素で効率的な行政システムの構築を目指すことといたしております。

主な取り組みとしましては、1の組織体制の整備についてですが、さまざまな政策課題に即応していくため、政策形成機能の強化、意思決定の迅速化等を目的として、すべての部に22の部内局を4月から設置いたしましたところでございます。

また、2の定員管理計画についてですが、財政再建戦略に基づきまして、知事部局におきまして、平成20年4月から4年間で、定員の10%に当たる482名を削減することといたしております。現在、3年間で412名を削減し、進捗率は約86%となっているところでございます。

次に、2の人材育成・職員研修等の推進についてでございます。

社会情勢の変化に的確に対応していくために、主体的に考え、行動することができる職員の育成を目指しております。このため、与えられる研修から、みずから学ぶ研修を基本に、10年目までの若手職員の研修やスキルアップのための選択型の研修に重点的に取り組むことといたしております。

また、業務マネジメントや人材育成の視点を重視した管理監督者研修や、さまざまな階層において、法令遵守の研修に取り組むことといたしております。

人事課は以上でございます。

○小林財政課長 財政課でございます。資料の10ページをお願いいたします。

まず、1番の平成23年度当初予算編成の基本的な考え方でございますが、くまもとの夢4カ年戦略最終年度の予算であり、3月の九州新幹線全線開業、平成24年4月の熊本市の政令指定都市移行という100年に1度のビッグチャンスを生かし、熊本が大きく飛躍するよう、新たな重点取り組みを選定し、さらなる重点化を図ったところでございます。

あわせて、財政再建戦略の取り組みを着実に進めますことにより、財政再建との整合も図ることといたしております。

次に、11ページをお願いいたします。

11ページが、当初予算の特色でございます。

1点目は、くまもとの夢の実現に向けた事業への重点化でございます。

くまもとの夢づくり推進枠を活用いたしまして、戦略的な地域振興プロジェクトなど、5項目について重点的に取り組みまして、くまもとの夢の実現と県勢発展の礎を築いていくことといたしております。

2点目は、景気浮揚や雇用対策への対応でございます。

平成23年度当初予算の規模は、くまもとの夢実現に向けた事業への重点化や、景気・雇用対策への積極的な対応を図りつつ、財政再建に向けた取り組みを着実に進めた結果、7,213億円と、対前年度比59億円の増、プラス0.8%になっておるところでございます。

続きまして、資料の12ページをお開きいただきたいと思っております。

投資的経費につきましては、前年度に比べ42億円の減、マイナス3.2%になっておりますが、新幹線建設負担金の減や国の公共事業が削減される一方で、経済対策の基金を活用した事業などの追加により、新幹線建設負担金を除くと、前年度に比べて3億円の減、マイナス0.3%にとどまっております。

次に、13ページをお願いいたします。

3点目といたしましては、財政再建に向けた取り組みでございます。

まず、①番の財源不足の解消についてでございますが、昨年10月に行った中期的な財政収支の試算の見直しでは、平成23年度においては10億円の財源不足を見込んでおりました。

このため、職員数削減や職員給与の削減など、財政再建戦略に掲げた取り組みの着実な実施とともに、予算の編成過程におきまして、歳入歳出両面にわたる見直しにも取り組みました。また、地方税などの増も見込まれることから、どうにか財源不足を解消し、収支均衡を図ることができたところでございます。

次に、②番の財政調整用4基金でございますが、さまざまな取り組みを行った結果、財政再建戦略の目標である53億円を超えて、5年ぶりに8億円積み増しを行うことができました。また、子ども手当関係予算の修正に伴いまして、国庫負担金の歳入増を見込んで37億円を追加で積み増しをいたしました結果、当初予算編成後の財政調整用4基金の残高は98億円となっております。

最後に、14ページをお願いいたします。

③番の県債残高の増加を招かない財政体質の堅持、いわゆるプライマリーバランスの維持についてでございますが、当初予算編成後における地方交付税の代替財源である臨時財政対策債等を除いた通常債の新規発行額を、元金償還額以下に抑制をいたしておるところでございます。

この結果、当初予算編成後の平成23年度末県債残高は、通常債ベースで1兆43億円、対前年度比321億円の減、総額ベースでは1兆3,634億円、対前年度比115億円の増となる見込みでございます。

財政課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○寺島県政情報文書課長 県政情報文書課です。15ページをお開きいただきたいと思います。

項目欄1、行政文書等の管理に関する条例でございます。

本条例は、行政文書の透明性確保や第三者関与の視点を取り入れまして、県民の方々への説明責任をより一層果たしていくものとして、ことし3月に公布をしておりまして、来年4月から本格施行する条例でございますが、今年度は、第三者によります委員会の意見を聞きながら、新たな管理、保存の規則、基準や歴史的に重要な文書の選別基準など、制度の基本ルールを整備するものでございます。

次に、項目欄2、公立大学法人熊本県立大学の支援でございますが、まず説明欄の1、運営費交付金の交付は、地方独立行政法人法に基づきまして、県立大学の業務の財源の一部に交付金を交付するものでございます。

2番、評価委員会の運営等は、県立大学の実績評価等を行います委員会の運営などを行うものでございます。

3、県立大学の次期中期目標の策定でござ

いますが、これは、現在の中期目標期間が平成18年から平成23年度までの6年間となっております。今年度中に、法に基づきまして県が次期中期目標を策定し、県立大学へ示すものでございます。

なお、次期中期目標を策定するに当たりましては、県議会の議決をいただく必要がございます。

続きまして、16ページをお開きください。

項目欄の3、新公益法人制度の推進でございますが、平成20年12月から新公益法人制度が施行されております。

従来の民法法人は、平成25年11月30日までに認定、認可の経路を踏まして新制度の法人に移行する必要がありますために、各所管課と連携しながら説明会の開催や個別相談などを実施しますとともに、熊本県公益認定等審議会の審議を経て認定、認可の事務を行いつつ、円滑な移行を進めているところでございます。

なお、下の方に、22年12月1日現在の県内データを記載しておりますけれども、まだ新制度の方への移行というのは少のうございませけれども、今後申請がふえてくるものと思っております。

項目欄4、情報公開の推進でございます。

説明欄の方の1は、新館1階の情報プラザ等によります県政情報の提供、2は、行政文書の開示請求等に対しまして、庁内各課等の実施機関が行います開示事務への助言、3は、行政文書の開示決定等への不服申し立てを審議する情報公開審議会の事務局業務等でございます。

続きまして、17ページの方をお開きいただきたいと思います。

項目欄5、個人情報保護の推進でございます。

説明欄の1は、県条例に基づく個人情報取り扱いの適正化として、(1)自己情報開示請求に対しまして、実施機関が行う開示事務へ

の助言、(2)自己情報開示決定等への不服申し立てを審議する個人情報保護審査会の事務局業務、それから(3)として、職員研修等によりまして、県職員に条例の趣旨を徹底し、個人情報の重要性を認識させる取り組みなどでございます。

説明欄の2の方は、これは国の方が制定しています個人情報の保護法がございますけれども、それと、及び県条例につきまして、説明会の開催等を通じました県民等への個人情報保護制度の周知、理解を進めているところでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○五嶋私学振興課長 私学振興課でございます。18ページをお願いいたします。

私学の振興でございますが、説明欄1の私立高等学校等経常費助成費補助でございます。

これは、私立学校の教育条件の維持向上や保護者負担の軽減などを目的としまして、各私立学校に助成を行うものでございます。

説明欄に、各学校種別の予算額を記載しておりますが、その右側に、国が示した生徒等1人当たりの標準単価を記載しております。この単価と人数をもとに予算を計上しているところでございます。

2の私立高等学校授業料等減免補助でございますが、経済的理由により就学が困難な者に対しまして、授業料等の減免を行う私立高校に対して補助を行うものでございます。

3の私立高等学校等就学支援金事業でございますが、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図りますために、すべての私立高校生等に対しまして、年額11万8,800円を限度として助成を行いますとともに、所得に応じまして増額助成を行うものでございます。

増額助成の概要でございますけれども、年

収250万円未満程度の場合で言いますと、通常の倍の23万7,600円、それから、年収250万円から350万円未満程度の場合であります。通常の1.5倍の17万8,200円を限度に助成を行うこととなります。

4の私立幼稚園特別支援教育経費補助でございますが、障害児を受け入れて特別支援教育を行っております幼稚園に対して補助を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

5の私立幼稚園子育て支援事業でございますが、幼稚園が通常の教育時間を超えて行う預かり保育や施設の開放などの子育て支援活動に要する経費に対して助成するものでございます。

6の熊本時習館構想の推進でございますが、これは、平成22年3月に策定しました熊本私学夢プランにおいて提唱しております熊本時習館構想を、さまざまな事業、支援策を通じて推進するものでございます。

まず、(1)の熊本時習館私学夢教育事業でございますが、教員の資質向上のための研修会の実施や各界の第一人者による特別授業などを実施することとしています。

また、新規事業としまして、ふるさとくまもと応援寄附金(夢教育応援分)でございますが、この寄附金で、指定を受けた私立高校等に対しまして、寄附額の2分の1を助成することとしております。

(2)の熊本時習館海外大学進学支援事業でございますが、海外大学進学を目指す生徒を支援するため、留学説明会やセミナーの開催、あるいは海外大学入学対策講座などを実施するものでございます。

20ページをお願いいたします。

(3)の熊本時習館私学生徒支援事業でございますが、生徒の状況に応じた支援を行いますため、退職教員等を活用しまして、生徒に対する授業補助等の学習支援を実施する私立中高校への助成や、発達障害のある生徒の教

育を支援するため、特別支援相談員を設置しまして、各学校の求めに応じて派遣するものがございます。

また、他校と連携して、大学進学向けの講座や講習会等を実施する私立高校へ助成を行うものがございます。

それから、(4)の熊本時習館私学教職員指導力向上支援事業でございますが、公立高校と私立高校間の人事交流を推進いたしますとともに、私立学校教職員のさらなる指導力向上及びすぐれた若手教職員を育成しますために、退職教員等を活用しまして教職員研修を行います私立中高校へ助成を行うものがございます。

(5)の夢応援進学資金給付事業でございますが、大学に進学します生活保護世帯の子供に対しまして、健康福祉部で実施しております生活資金の貸し付けに加えまして、入学時に給付型の応援資金10万円を給付するものがございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○兼行総務事務センター長 総務事務センターでございます。21ページをお願いいたします。

当センターの主要事業につきましては、2項目を上げております。

まず初めに、1の庶務事務の集中処理でございますけれども、行政改革の取り組みの一環といたしまして、庶務事務の効率化と省力化を図るため、従来各所属で実施しておりました事務の中から、給与、旅費、賃金、報酬事務等の6事務を集中化することといたしまして、真ん中の説明の欄でございますけれども、その3行目、集中化の経過に書いてありますように、平成19年度に当センターを設置の上、給与手当の認定事務の集中処理を開始いたしました。その後、段階的に対象とする業務と対象の範囲を拡大いたしまして、当初

予定しておりました集中化につきましては、平成21年4月に完了をいたしております。

さらに、平成21年度には、教育庁と事務集中化について協議の上、平成22年度からは、図書館等を含んだ教育庁職員を集中処理の対象としたところでございます。

次に、22ページをお願いいたします。

2の職員の健康管理に関する事業でございます。

当センターでは、職員の心身の健康状態の把握や病気の予防、早期発見等のため、各種の健康診断を初め、その結果に基づきます事後指導等を実施いたしております。

また、長時間勤務による健康障害防止にも取り組んでおりまして、産業医による所属長への助言、指導及び職員への保健指導を実施いたしておりますし、職員の心の健康づくり対策の一環といたしまして、精神科医や臨床心理士等の専門家によるストレス相談等の事業も実施いたしております。

さらに、労働安全衛生法に基づき、職員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを行っております。

なお、本年4月には、職員厚生室に常勤の精神科医師を配置するなど、職員の心身の健康増進体制を強化いたしたところでございます。

総務事務センターは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○米満管財課長 管財課でございます。資料の23ページをお願いいたします。

管財課の主要事業は、庁舎管理と財産の管理処分でございます。

まず、(1)につきましては、県庁舎等を適正に管理するための警備委託及び光熱水費等の経費でございます。電気、ガス等の消費につきましても、省エネ法に基づきまして、これらの消費量の節減に努めてまいります。

特に、節電につきましては、電力の供給状況が大変厳しくなっており、県庁舎を管理する管財課としまして、これまで節電に努めてきたところではありますが、本年の夏場、7月から9月につきましては、新たな節電対策にも取り組み、節電に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、(2)の庁舎等の維持管理補修業務は、県庁舎等の清掃、設備保全、保守点検等の経費でございます。

次に、2の財産管理処分は、平成21年2月作成の熊本県財政再建戦略に基づきまして、未利用資産の売却及び有償貸し付け等を積極的に行うこととしております。

これまで、熊本会館、それから旧免許センター、産業技術センターの計量検定部など、42の物件の売却を行いました。管財課で59億4,187万1,000円、他課分を合わせますと69億3,200万円余の売却を行ったところでございます。財政再建戦略で掲げました3年間で30億円という目標額につきましては、昨年度に達成したところでございます。

本年度の主な売却物件は、熊本市小峯の文化財収蔵庫、熊本市水道町の旧精神保健福祉センター、熊本市東町のグランド肥後などを予定しております。

管財課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。資料の24ページでございます。

まず、1番の県税収入の確保でございますが、本年度予算においては、平成23年度の県税収入を、平成22年度当初予算と比較して、18億円多い1,275億円を計上しております。

4行目以下に、主な税目の増減理由を記しておりますが、東日本大震災の影響については織り込んでいない数字でございます。特に法人2税あるいは地方消費税の税収については、今後の経済情勢によって大きく変動す

る可能性があります。現時点では、どの程度の税収となるか、推計するには至っておりません。本年も適正な課税に努め、税収確保を図ってまいりたいと思います。

中ほどよりちょっと下の、これら県税収入の確保に向けということでございますが、税収確保の課題として2点上げております。

1点目が、平成22年度当初で55億円を超える滞納繰越額があるわけでございますが、その7割を占めます個人県民税につきましては、市町村との連携による滞納整理をさらに推進していきます。

2点目として、自動車税に係るコンビニ納付の推進というふうに書いてございますが、今自動車税のみコンビニ収納ができるわけでございますが、その対象税の拡大に取り組むこととしております。

次に、2番のふるさとくまもと応援寄附金の推進でございます。

いわゆるふるさと納税でございますが、平成22年度の寄附額が合計で1億3,700万円余ということで、全国2位という、たくさんの御支援をいただきました。本年度も、全国トップグループを目指して、県外居住の県出身者の方など、ゆかりのある方々からの応援をいただけますよう、情報発信に努めるとともに、東京・大坂事務所とも協力しながら、県人会、同郷会等を通じた働きかけを行っていく予定でございます。

税務課は以上でございます。

○能登市町村行政課長 市町村行政課でございます。25ページをお願いいたします。

主要事業といたしまして、政令指定都市移行への支援を挙げさせていただいております。

熊本市の政令指定都市実現は、県全体の牽引力となることから、その実現に向けました取り組みを全庁上げて支援してまいりました。

その結果、近隣の町との合併が成就いたしました。熊本市の人口は73万人となり、移行要件を満たしたため、県、市で連携して、平成24年4月の移行を目指した取り組みを実施しております。

下段の1の取り組み欄に記載しておりますとおり、昨年10月には、熊本市への事務権限移譲に係る県市基本協定を締結いたしました。また、去る4月26日には、2月定例県議会における意見書の議決を受けまして、総務省に対して、知事、県議会議長、熊本市長及び市議会議長による意見書などを提出しております。

今後につきましても、熊本市の九州の拠点としての機能がさらに高まり、県内の経済活性化や県土全体の発展に資するよう、引き続き、熊本市の政令市移行に向けまして、下段の2の予定欄に掲げております事柄に取り組んでまいります。

なお、今後の取り組み内容につきましては、後ほど報告事項の中でも御報告させていただくこととしております。

市町村行政課は以上でございます。

○山口市町村財政課長 市町村財政課でございます。26ページをお願いいたします。

項目欄1の市町村等への財政運営上の助言等でございます。

まず、説明欄1の県内市町村の財政健全化の推進についてでございますけれども、市町村の財政の健全性を確保するため、地方自治体財政健全化法の施行等を踏まえまして、早期財政健全化等の取り組みを支援するものでございます。

説明欄2の地方債協議や地方交付税の検査等を通じた助言等についてでございますけれども、地方債の協議や地方交付税の算定、決算統計等、あらゆる機会を通しまして市町村の財政状況を把握し、それぞれが抱えます課題等に応じました的確な助言等を行ってまい

ります。

説明欄3の市町村税の徴収向上支援についてでございますが、市町村税の徴収確保を図るため、住民税の特別徴収の完全実施など、市町村と連携した全県的な取り組みを推進いたします。

項目欄2の市町村行政体制強化支援事業につきましても、新規事業でございますが、厳しい財政状況や地方分権推進の動きの中で、県内の市町村は、これまで以上に効率的な行政運営が求められております。そこで、複数の市町村と連携いたしまして、今後の行政体制整備や行財政基盤強化に向けた方策を調査検討するために要する経費でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤消防保安課長 消防保安課でございます。資料の27ページをお願いいたします。

まず、消防広域化の推進でございます。

現在、県内には13の消防本部がございますが、うち7消防本部が管轄人口10万人未満の小規模消防本部となっており、効率的な運営と消防力の確保が急務となっております。

このため、平成20年5月に策定いたしました熊本県消防広域化推進計画に基づきまして、城北、中央、城南、天草の4ブロックで広域化の推進を図っております。

現在、城南、中央ブロックでは、既に協議会が設置して広域化協議を進めており、城北ブロックにおきましても、菊池を除く3本部での協議会設置に向けて取り組んでいるところでございます。将来的には県下1体制への移行も目指すこととしております。

28ページをお開きください。

防災消防ヘリコプターの管理、運営でございます。

防災消防ヘリコプター「ひばり」に関しましては、県内消防本部から派遣されました8名の隊員により編成してございまして、昨年は

365件の出勤実績がございました。これは全国トップクラスでございます。

また、定期点検や保守等による「ひばり」の運航不能時の対策として、大分、宮崎両県とヘリの相互応援協定を締結し、出勤要請に備えております。

次に、新規事業でございます防災消防ヘリコプターテレビ伝送システム整備事業でございます。

大規模災害時に、短時間で現場に直行できる防災消防ヘリコプター「ひばり」に、テレビ伝送システムを装備することにより、初期段階での被災地の現状把握に努めまして、迅速かつ効率的な対策の立案、実施に努めてまいります。

この事業につきましては、地域活性化公共投資臨時基金を活用して事業を実施するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 ここから企画に行きます。

○坂本企画課長 企画課でございます。29ページをお願いいたします。

1の広域開発行政促進事業についてですが、全国知事会、九州地方知事会等を通じて、国に積極的に施策提言等を行うために必要な知事会等の負担金及び活動経費でございます。

2のくまもとの夢4カ年戦略推進事業は、くまもとの夢4カ年戦略推進委員会を開催し、今後の施策展開の方向性について検討するとともに、戦略の目標、指標の達成に向けた各種取り組みの評価と総括を行うものです。

3のくまもとの夢政策推進事業は、県内外の有識者によるくまもと未来会議を開催し、将来の県勢発展につながる幅広い意見を求めるとともに、企画部門の政策企画、調整機能

の充実を図るための調査研究を行うものです。

4の地域づくり夢チャレンジ推進事業は、今年度新規の事業です。政令市誕生を見据え、市町村や住民による移住、定住、雇用、交流拡大等の自主的な地域づくりに対する総合的な支援を行うものです。

5の阿蘇草原維持再生調査事業も、今年度新規の事業になります。阿蘇の草原の維持、再生に向けて、牧野組合や草原の現状調査を行うとともに、草原の維持管理を永続的に行えるような新たな官民の仕組みづくりなどを検討するものでございます。

企画課は以上です。

○佐藤地域振興課長 地域振興課でございます。資料の30ページをお願いいたします。

まず、1のふるさとづくり推進事業貸付金でございますが、これは、ふるさと融資制度の活用によりまして、阿蘇くまもと空港のターミナルビルの増改築に対する支援を行うものでございます。

次に、2の水俣・芦北地域環境フィールドミュージアムプロジェクトでございますが、第5次水俣・芦北地域振興計画に基づきまして、環境先進地としてのブランドの確立を図りますとともに、環境学習旅行の誘致等による交流人口の拡大などの取り組みを行っていくものでございます。

3の水俣・芦北地域産業振興と雇用創出事業でございます。これは本年度新規事業でございますが、これは第5次水俣・芦北地域振興計画に掲げます産業振興と雇用創出を図るための人材育成、あるいは起業化や業務拡大の支援、雇用に対する助成等を行うものでございます。

4の阿蘇くまもと空港地域活性化事業でございます。これは空港地域の積極的なPRや熊本の空の玄関口にふさわしい品格ある景観の形成を図っていくものでございます。

5のロアッソ熊本支援県民運動推進事業でございます。これは「ロアッソ熊本をJ1へ」県民運動推進本部へ参画いたしまして、ロアッソ熊本支援の県民運動をさらに推進してまいりますとともに、ロアッソ熊本の運営会社でございます株式会社アスリートクラブ熊本への追加出資を行いまして、ロアッソ熊本を核とした地域づくりを進めていくものでございます。

31ページをお願いいたします。

6の特定地域振興対策費でございます。過疎地域や離島など、特定地域の産業基盤や生活環境の改善を図るため、過疎計画等の進捗管理あるいは国からの情報収集、市町村への情報提供等を行っていくものでございます。

7の土地利用対策費でございます。国土利用計画法に基づきまして、土地取引の届け出に対する審査あるいは地価調査等を実施していくものでございます。

最後に、8の新幹線くまもと創り（元年戦略）推進事業でございます。九州新幹線全線開業効果の最大化、県下全域への波及並びに交流人口の拡大等を図りますために、新幹線元年事業やくまもとサプライズ、これを年間を通じて実施、展開いたしまして、新幹線くまもと創りの取り組みを推進していくものでございます。

地域振興課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。32ページをお願いいたします。

1の文化振興関係事業は、文化振興のあり方につきまして調査、審議いたします文化振興審議会の運営や県文化協会への活動支援等を通しまして本県文化の振興を図るもの、それに、県文化協会や市町村との共同によりまして、9月から12月にかけて県下一円で展開されます芸術文化祭のオープニング事業等を実施するものでございます。

2の博物学関係事業は、松橋収蔵庫におきまして、県民の方から寄贈されました自然資料、歴史資料等を活用した展示や自然観察会等を実施したり、あるいは収集資料の保存、整理を行うものでございます。

また、自然と文化に関心のあります元気な高齢者を対象に講座を開催いたしまして、人材を育成し、熊本の自然と文化資源を活用した取り組みや情報発信をしていこうというものでございます。

3の県立劇場関係事業は、指定管理者であります財団法人熊本県立劇場に委託しまして、県立劇場の管理、運営と文化事業の実施に関する業務を行うもの、それに、施設の改修といたしまして、空調機器の冷温水発生器の交換及び演劇ホールの床改修工事等を行うものでございます。

次の33ページをお願いいたします。

4の加藤・細川文化等関係事業は、今年度、文化企画課内に文化・世界遺産推進室を設置いたしまして、加藤・細川文化を初めとしました県内各地の文化、歴史を活用した取り組みを重点的に行うというものでございます。

なお、予算額がゼロというふうになっておりますけれども、現在、具体的にどういう取り組みを行うかを庁内関係課によるワーキングチームで検討を行っておりまして、機運醸成に向けたシンポジウムなど、事業化に当たりましては、企画課から先ほど説明のありました、地域づくり夢チャレンジ推進事業での実施を予定しておりますのでございます。

5の世界文化遺産登録推進事業は、教育庁から事務を移管したものでございまして、阿蘇、九州・山口の近代化産業遺産群、長崎の教会群とキリスト教関連遺産の3つの文化遺産につきまして、関係市町村と連携しながら登録に向けて業務を推進するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたし

ます。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。説明資料の34ページをお願いいたします。

1の川辺川ダム総合対策事業842万7,000円は、川辺川ダム事業をめぐる諸課題の解決のための総合調整や五木村の振興などを図っていくための事業でございます。

まず、1、川辺川ダム事業に関する総合調整ですが、ダムによらない治水の検討において、国や流域市町村等と連携を図りながら、ダム事業をめぐる諸課題の解決に向けて総合的な調整を行ってまいります。

次に、2の五木村の振興についてでございます。

①五木村の今後の生活再建を協議する場への対応、これは、平成22年7月に、国、県、村の3者により設置したものでございます。村の現状について、共通認識を持った上で議論を重ね、3者の役割を明確化し、今後の生活再建策の取りまとめを行うものでございます。

②ふるさと五木村づくり計画についてでございます。

平成21年9月に村と共同で策定した計画に基づいて、五木村振興基金を活用しながら、村民が主役の村づくりを着実に推進いたします。特に、今年度は、産業振興を含めた雇用の創出、定住促進のため、村内への企業誘致活動や販路開拓の強化を図ります。

次のページ、35ページをお願いいたします。

2の五木村振興基金関係事業でございます。

まず、1、五木村振興基金積立金2億266万3,000円は、計画を着実に推進するための財源となる基金として、元金2億円及び預金利子を積み立てるものでございます。毎年度2億円ずつ、平成25年度までに総額10億円を

積み立てることとしております。

なお、積み立てた基金を取り崩しながら、次の2、3の事業に活用しており、平成23年度末の基金の残高は約3億1,700万円余となる見込みでございます。

次に、2、五木村振興交付金交付事業1億6,580万8,000円は、計画に掲げる村の事業の経費に充てるための村への交付金でございます。

最後に、3、五木村振興基金を活用した県事業1,649万3,000円として、平成23年度は、観光PRや特産品の販路開拓等の取り組みを実施することとしております。関係各課や振興局、また五木村と連携しながら、村の振興に全力で取り組んでまいります。

なお、川辺川ダム問題についての現在の状況につきましては、後ほどその他報告事項にて御説明いたします。

以上、よろしくをお願いいたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。資料の36ページをお願いいたします。

1の肥薩おれんじ鉄道関連事業は、肥薩おれんじ鉄道の安全運行対策として、鉄道基盤整備の維持に係る費用を沿線市町や鹿児島県と連携して補助するとともに、利用促進として、沿線市町や会社と連携して事業を実施し、沿線外からの誘客と沿線地域のマイルール意識の醸成を図っていきます。

また、ふるさと雇用基金等を活用し、会社の利用促進や運転士の育成等の強化を図ります。

2の熊本都市圏交通問題対策事業は、主な項目として、熊本の空の玄関である阿蘇くまもと空港のアクセスを改善し、拠点性を高めるため、肥後大津駅と空港間に無料の空港ライナーを実験運行させ、阿蘇くまもと空港の利便性を広くPRしたいと考えています。

このほか、都市圏バス路線網の再編等に向けて、関係機関の協議に積極的に参画し、関

係機関との連携を図ってまいります。

3の地方公共交通対策事業は、生活交通として必要なバス路線の維持を図るため、国庫補助を活用しバス事業者に助成するとともに、各市町村が実施するコミュニティバスの導入等、地域の実情に応じた取り組みを県独自に支援することとしております。

また、公共交通への転換を促していくために、公共交通利用促進のための社会実験を実施してまいります。

37ページをお願いいたします。

4の阿蘇くまもと空港国内線振興・環境対策事業は、国内航空路線の利用促進を図るとともに、地元市町村と連携して空港周辺地域の環境対策に取り組むこととしております。

5の阿蘇くまもと空港国際線振興対策事業は、阿蘇くまもと空港の国際拠点性の向上を図るため、県内各市町村、経済団体等で組織する阿蘇くまもと空港国際線振興協議会を中心に、熊本—ソウル線の利用促進を図るとともに、新たな路線開拓に向け、中国、台湾等を中心とした国際チャーター便の誘致に取り組むこととしております。

6の地域航空推進事業は、天草エアラインの安定的かつ安全な運航が維持できるよう、重整備等の機材整備費に対して、地元市町と協調して支援するとともに、天草空港利用促進協議会を中心に、利用促進対策に積極的に取り組むこととしております。

交通政策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○古谷情報企画課長 情報企画課でございます。資料は38ページをお願いいたします。

1の電子計算管理運営事業は、電子計算機の効率的な運用管理により、36業務のホストコンピューターシステムの運用を行うものでございます。

2の熊本県総合行政ネットワーク管理運営事業は、県庁と各地域振興局等を専用の高速

回線で接続した熊本県総合行政ネットワークの監視、保守、運用管理等を行うものでございます。

3の電子自治体推進事業、それから、次の4の汎用型GIS(地理情報システム)構築事業は、いずれも県と市町村が共同で電子申請の受付や紙地図の電子化に取り組んでいるものでございます。

なお、くまもと電子申請受付システム(よろず申請本舗)につきましては、民間のアプリケーションソフトを活用するなど、コスト削減に取り組みまして、ことし4月から新たなシステムで運用しているところでございます。

次の5及び6は新規事業でございます。5のくまもと観光・交通・特産品案内システム「Kタッチナビ」は、観光客等に魅力ある熊本の観光情報や交通情報等を発信するためのKタッチナビにつきましては、今年度、新規事業として、中国語、韓国語といった外国語機能、それからイベント機能の追加等を行うものでございます。

6のICTによるアジアに向けた情報発信支援事業は、新規事業でございまして、本県のアジア戦略を推進するため、本県の魅力をアピールするためのモデルとなるようなWEBコンテンツの制作などを行うなど、その取り組みを支援するものでございます。

情報企画課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○佐伯統計調査課長 統計調査課でございます。資料の39ページをお願いいたします。

項目欄1の委託統計調査の実施でございます。

統計調査課は、国の統計調査を実施するための地方統計機構として位置づけられておまして、本年度は11件の統計調査を国から受託して実施いたします。これに要する経費は国の負担でございます。

11件の内訳は、例年実施しております経常調査9件と、39ページ上段1の経済センサス活動調査及び次のページ、40ページ上段の2に掲げております社会生活基本調査の大規模調査の2件でございます。

続いて、40ページの下段をお願いいたします。

項目欄2の県単独事業の実施でございます。

説明欄1の加工統計の作成では、既存の資料を確保、推計いたしまして、県経済の実態を把握するための県民経済計算、市町村の経済実態把握のための市町村民所得推計、毎月の市町村人口、世帯数を明らかにする推計人口調査等の統計の作成を行います。

また、説明欄2の統計の普及、啓発では、印刷物の発行やホームページでの迅速な統計資料提供に努めていくところでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 それでは、出納局に行きます。

○田上会計課長 会計課でございます。資料の41ページをお願いいたします。

1の総合財務会計システム管理事業でございます。

総合財務会計システムは、財務会計事務の効率化及び県民サービスの向上を図るため、新たに構築をいたしまして、一昨年4月から本格運用を行っておりますが、本システムは、予算編成、会計処理、決算、物品の調達、管理を一元的に管理しております、その運用、維持管理に努めるものでございます。

次に、2の再発防止策の検証でございます。

この検証は、今年度におきまして、平成21年3月に策定をしまして、全庁挙げて取り組んでおります物品調達に関する不適正経理に

係る再発防止策の取り組みについて検証し、その成果と課題を明らかにするものでございます。

具体的な内容につきましては、後ほどその他報告事項で説明させていただきます。

会計課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○清田管理調達課長 管理調達課でございます。資料の42ページをお願いいたします。

1の用品の集中調達ですが、これは、県で使用する用品調達に関する事務の効率化を図るため、集中調達を実施するものです。平成22年度の実績は、合計で12億7,300万円余、2,100件余となっております。

次に、2の電子入札の推進ですが、物品調達及び業務委託等について、インターネットを利用した電子入札の推進及びシステムの維持管理を行うものです。

なお、電子入札は、平成18年10月から一部運用を開始し、順次対象を拡大して、平成20年4月から本格運用をしているところです。

以上でございます。

○松見総務課長 人事委員会事務局でございます。

総務課と公務員課の事業について、あわせて説明させていただきます。43ページをお願いいたします。

総務課の事業として、1の採用試験事務がございます。

平成23年度の県職員、警察官及び身体障害者対象の採用試験を、表の区分に応じ、それぞれ記載しております日程、内容により実施することとしております。

44ページをお願いいたします。

公務員課の事業でございます。

2の公平審査事務は、市町村などからの受託分も含め、職員からの不利益処分に関する不服申し立てなどにつきまして審査を行うも

のでございます。

3の給与等調査研究事務は、議会及び知事に対し、職員の給与等が適当であるかどうか報告するため、民間給与の実態等を調査するとともに、勤務時間、その他の勤務条件について調査研究を行うもので、必要がある場合は勧告を行うものでございます。

なお、例年5月から6月にかけて行っております民間給与実態調査につきましては、東日本大震災の影響により、6月24日から8月10日まで実施することとしております。

人事委員会事務局は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山中監査監 監査委員事務局でございます。資料の45ページをお開きいただきたいと思ひます。

監査委員事務局、4人の監査委員のもとで監査をしております。

1に掲げておりますのは、地方自治法に基づき、県の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、行政事務の執行等について、県の各機関を監査いたしますとともに、県が補助金等の財政援助を行っています団体に対しても監査をいたします。

それから、物品購入等における会計事務のより一層の適正執行を図るために、随時監査を行うこととしております。

2に掲げておりますのは、決算審査の事務でございます。各会計の決算について、監査委員は審査を行いまして、知事へ報告をいたします。

それから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政の健全化判断比率の審査を行うこととしております。

以上でございます。

○黒田次長 議会事務局でございます。資料の46ページをお願いします。

議会運営費でございます。予算額は14億6、

200万円余ですが、これは、定例会、委員会等の出席費用、政務調査費の交付等を行い、議員活動と議会運営を円滑に行っていくためのものでございます。

なお、昨年度予算より1億5,000万円余増加しておりますが、これは、議員年金廃止によりまして、これまで各議員が負担していた共済負担金を県が負担することになったことによるものでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 以上で平成23年度主要事業及び新規事業についての執行部からの説明が終わりました。

ここで、5分間休憩をしたいと思います。

午前10時59分休憩

午前11時5分開議

○佐藤雅司委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、本会に付託されました議案等について、執行部の説明を求めます。

それでは、総務部長から総括説明をお願いいたします。

○駒崎総務部長 総務部長の駒崎でございます。

付託議案の説明に先立ち、一言だけごあいさつを申し上げます。

本日は、執行部を交えての初めての委員会でございます。総務委員会は、ただいま主要事業等の説明をいたしましたように、たくさんの方々が関係しておりますし、課題もそれぞれたくさん抱えております。佐藤委員長、高野副委員長を初め、委員の皆様方におかれましては、よろしく御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

以下、着座で御説明をさせていただきます。

今回提案しております議案の概要について

御説明を申し上げます。

まず、今回の一般会計補正予算につきましては、冒頭提案の第1号議案と追加提案の第18号議案の2つの議案を提出しております。

第1号議案は、東日本大震災への対応に要する経費を28億円、これまでの経済対策において造成した基金を活用した経費を14億円、その他通常分を2億円計上しており、総額約45億円の増額補正となっております。

また、追加提案に係る第18号議案は、水俣病被害者救済に要する経費を約22億円計上しております。なお、同じく水俣病関連で第19号議案として提出しています特別会計は、約21億円の増額補正となっております。

6月一般会計補正予算は、冒頭提案分と追加提案分を合わせまして約67億円の増額補正となり、補正後の平成23年度予算規模は約7,281億円となります。

次に、条例関係でございますが、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例等を御提案いたしております。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、その詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げます。よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 次に、財政課から、平成23年度6月補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○小林財政課長 財政課でございます。着座にて失礼いたします。

先ほど部長の説明にもございましたとおり、今回の6月補正予算につきましては、冒頭提案分と合わせまして、先週の23日の一般質問の最終日に追加提案をさせていただいておりますので、第1号議案の冒頭提案分と第18号議案の追加提案分があって、資料が2つ

に分かれておるところでございます。

まず、冒頭提案分でございますが、お手元の追号関係と書かれていない方の総務常任委員会の説明資料に基づきまして御説明を申し上げさせていただきます。

1枚おめくりをいただきまして、資料の1ページ目は、6月補正予算の冒頭提案分の概要でございますが、総務部長の説明と重複いたしますので、割愛させていただきたいと思っております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

2ページ目から3ページ目にかけて、歳入予算の内訳を示しております。

その主なものにつきましては、3ページでございますが、経済対策で造成した基金の活用に伴います12の繰入基金が14億円余、中小企業貸付金の元利収入等によります14の諸収入が約26億円となっております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ目から5ページ目にかけて、歳出予算の内訳を示しております。

その主なものにつきましては、1の一般行政経費で約33億円、5ページでございますが、2の投資的経費で約12億円となっております。それぞれ説明欄に補正額に係る主な事業を掲載しておるところでございます。

以上が6月補正予算の冒頭提案分の概要でございます。

引き続きまして、追加提案分の御説明をさせていただきますと思いますが、資料かわりまして、追号関係と書かれている方の総務常任委員会の説明資料をごらんいただきたく存じます。

今回の6月補正予算の追加提案分につきましては、全額水俣病の被害者救済に係る一時金の支払い支援に関するものでございます。

これも、1枚おめくりをいただきました1ページ目の概要につきましては、先ほどの総

務部長説明と重複いたしますので、私の方からは、一般会計の歳入歳出予算について説明をさせていただきたく存じます。

2ページ目から5ページ目にかけて、歳入予算と歳出予算の内訳をお示しいたしております。このうち歳入予算につきましては、3ページでございます9の国庫支出金のみで、22億円余となっております。

また、歳出予算につきましては、1枚おめくりをいただきまして、同額を、5ページでございます4の繰出金に計上いたしておりますが、これが、説明欄でございますとおり、チッソ特別会計への繰出金でございます。

以上が6月補正予算の冒頭提案分と追加提案分の概要でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。資料の7ページをお願いいたします。

防災総務費としまして8,800万円余りを補正額として計上しております。説明欄をごらんください。

記載してございます4事業は、すべて新規事業でございます。先ほどの主要事業、新規事業の説明と重なりますが、よろしく願いいたします。

1の地震・津波被害想定調査事業2,500万円でございますが、本県で発生のおそれのある地震、津波の被害想定及び被害シナリオの策定に要する経費でございます。

今回の見直しの主要課題でございます地震、津波想定基礎となるものでございまして、これまで実施していなかった県内の活断層、地形、地盤等の自然条件下において、現実に関り得る地震、津波の想定を行い、自然災害の想定だけでなく、社会的被害の想

定まで実施するものでございます。

2番目の自主防災組織設立促進・活性化事業1,600万円余でございますが、自主防災組織の設立支援を行う市町村に対する助成及び設立運営活動マニュアルの作成に要する経費でございます。

現在、自主防災組織の県下の設置率は53.3%でございます。全国74.4%からかなりおくれをしております。今防災意識が高まっているこの期におきまして、市町村とともに、公助の大きな組織になります自主防災組織率を高めていきたいと考えております。

3番目、防災拠点施設ヘリサイン表示事業でございます。4,300万円余をお願いしております。

大規模災害時のヘリコプターの活動に有効な防災用ヘリサインでございます。防災拠点、例えば、庁舎であるとか、病院であるとか、学校である等の屋上に、数字等の記述をいたしまして、いわゆる対空表示、ヘリサインを表示する整備に関する経費でございます。先行して実施しております熊本市を除く県内の146カ所に設置するものでございます。

続きまして、防災情報メールサービスでございます。300万円余をしておりますが、災害時、情報伝達に有効な防災情報メールでございます。個人のメールを登録していただきますと、気象情報であるとか、避難情報であるとか、そういう情報を直接送るのでございまして、現在やっておりますが、非常にちょっと登録が難しいということもございまして、簡便に登録するための改修費及び普及広報に要する経費でございます。

なお、地震・津波被害想定調査事業につきましては、平成24年までかかるということもございまして、下段でございますように、債務負担行為を同額、2,500万円をお願いしております。

この調査事業につきましては、見直しの基礎とするものでございますけれども、調査、本来は2カ年かかるところでございますので、2カ年継続で実施しまして、きちんとしたものをつくっていきたくて思っております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○古閑人事課長 人事課でございます。資料の9ページの上段部分をお願いいたします。

人事管理費でございますが、6,800万円余を計上いたしております。

内容といたしましては、説明欄にありますように、東日本大震災の被災地支援に係る職員派遣に要する経費でございます。

後ほど報告する予定ですが、現在、短期派遣につきましては、宮城県に1名、東松島市に3名の県職員を、チーム熊本として市町村職員と一緒に派遣をいたしております。また、長期派遣につきましては、6月1日から、宮城県に9名の職員を派遣しているところでございます。

今回、今後も職員派遣を続けていくための経費としまして、短期派遣につきましては、職員の旅費等、5,100万円余を計上いたしております。また、長期派遣に関してですが、職員の赴任旅費、代替職員の配置に要する経費など、1,700万円余を計上いたしております。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。同じく、説明資料の9ページの下段をごらんください。

税務総務費8,618万円余の補正をお願いしております。

内容は、県税オンラインシステム維持管理費となっておりますが、これは、本年1月に、専門性の確保や業務の信頼性の一層の向上を図るために、課税業務を地域振興局から

県税事務所に集約いたしました。

これまで10カ所の地域振興局と県税事務所で行っておった課税業務と収税業務のうち、課税業務を税目によっては4カ所で行うということになります。したがって、新たに課税業務を行う所管を識別するコードを設ける必要がございます、これに関連するシステム改修とデータ修正というのが改修の中身になります。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○古閑人事課長 資料の10ページをお願いいたします。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。11ページの概要で御説明をいたします。

1の条例改正の趣旨についてですが、今回の改正は、地方自治法に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2の改正内容についてですが、現在県で行っておりますパスポートの申請受付及び交付等に関する事務につきまして、今回、八代市、氷川町、宇土市、宇城市、美里町の5団体と協議が調い、権限を移譲するものでございます。

これにより、既に条例改正が済んでいる市町村が39ございますので、今回の5団体を御承認いただきますと、移譲がまだの団体は熊本市のみとなります。

なお、熊本市につきましても、政令市移行に伴い、来年4月に移譲する予定でございます。

次に、3の施行期日でございますが、各市町の事情により、八代市、氷川町につきましては平成24年2月1日から、宇土市、宇城市、美里町につきましては平成24年4月2日

からの施行となっております。

最後に、4の経過措置についてでございますが、条例改正前に知事に対してなされた申請等に係る事務につきましては、引き続き知事が管理、執行することといたしております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○出田税務課長 税務課でございます。

税務課からは、2件の条例改正を提案させていただきます。

まず、説明資料の12ページでございます。

第3号議案熊本県税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は次の13ページをごらんください。

まず、1の条例改正の趣旨ですが、去る4月27日に、東日本大震災に対応するため、地方税法が改正されたことに伴って関係規定を整備するものでございます。

改正の内容でございます。

揮発油、すなわちガソリンの価格高騰時に、軽油引取税の税率の特例、これは、一定期間価格の高騰が続いた場合に、本則税率に引き下げるという特例でございますが、この規定の適用を停止する規定を附則に追加するものでございます。

施行期日は、公布の日となっております。

次に、追号関係説明資料の6ページをお開きください。

第20号議案熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は、1ページ飛ばしまして、8ページでさせていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございます。

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律の成立に伴い、関係規定を整備するものでございます。

なお、この法律は、6月22日に成立し、6

月30日に公布、施行される予定でございます。

2の主な改正内容でございますが、熊本県税条例の改正に係る事項として、アでございますが、地方税が改正されたことによりまして、県税条例が参照している条項の項番がずれることとなりますので、これを修正するものでございます。

同じく、イは、自動車取得税の非課税となります一般乗り合い用のバスに関する要件を、条例で定めることとされたため、従来政令で定められていた要件を、条例に、ごらんのような内容で記述をするものでございます。

次に、(2)でございます。熊本県税条例の一部を改正する条例、これは、この改正する20号議案が一部を改正する条例になっておりますが、この改正する対象が、実は平成20年熊本県条例第43号の熊本県税条例の一部を改正する条例というものでございまして、こういったちょっと重複するような書き方になっておりますが、形式としては、この条例を改正するものでございます。

この条例は、いわゆる個人に対する証券優遇税制のうち、住民税に係る部分でございます。上場株式の配当及び譲渡所得に係る軽減税率の適用、本則5%なのですが、3%に引き下げるという措置が今なされておりますが、これを2年間延長するものでございます。

この規定は、地方税法が改正されますと、同様の規定を県税条例等で行っておりまして、該当箇所を修正する必要があるものでございます。

3の施行期日は、公布の日というふうにしております。

説明は以上でございます。

以上、御審議よろしくお願い申し上げます。

○佐藤雅司委員長 次に、報告事項でございます。簡潔にお願いいたします。

○山口市町村財政課長 それでは、追号関係ではない方の説明資料、14ページをお願いいたします。

市町村財政課でございます。

平成22年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告させていただきます。

一番上の段の地域振興局提案によります地域を元気にする事業でございます。

これは、昨年度の国の経済対策に伴う交付金を活用した事業でございます。本年2月の定例県議会で補正予算を御承認いただきました事業で、一部の事業を除き、年度内に事業が完了しなかったため、4億5,400万円余を繰り越したものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。同じ、14ページの下段をお願いいたします。

2つございますが、上の博物館活動拠点整備事業費は、松橋収蔵庫の案内誘導看板設置等のために370万円余の事業、下の県立劇場施設整備事業費は、演劇ホールの舞台天井に使用しておりますアスベスト混入建材の除去とオペラ等で使用しますカーテンシステム改修のために、8,920万円余の事業でございます。

いずれも国の経済対策に伴う交付金を活用して2月補正に計上したものでございますけれども、工期が確保できなかったことから、全額繰り越したものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田嶋政策審議監 資料の15ページをお願いします。

先ほど主要事業で御説明しましたくまもとの夢政策推進事業のうち、くまもとブランド推進課が関西地域の新聞に本県のPRを掲載する予定でしたが、3月12日の新幹線開業日に合わせて掲載するとしていたために、さきの東日本大震災の翌日ということで、これを掲載を見合わせて4月に実施予定ということで繰り越したものでございます。よろしくお願いいたします。

○田中広報課長 広報課でございます。同じく、資料15ページの下段の表をお願いいたします。

熊本県広報誌発行事業費のうち880万円及び首都圏広報強化事業費のうち765万円余を、それぞれ繰り越しをさせていただいております。

双方の経費を一体的に活用して、新幹線全線開業のPRとして、開業当日及び翌日、新聞等への記事掲載を予定しておりましたが、東日本大震災の影響により実施できなかったことから、今年度に掲載を延期したものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○佐藤雅司委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、平成23年度主要事業、新規事業及び付託議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○大西一史委員 済みません、7ページ、これは防災総務費のところですか。危機管理防災課にお尋ねなんですけれども、この自主防災組織の設立促進・活性化事業がこれは入ってしまっていて、これは本会議でも答弁もありましたし、今も説明があったとおり、県の組織率といえますか、これが53.3%ということで、全国41位と非常に低い数字になっている。これは以前から結構指摘されていた話ではある

んですけども、結局、その要因というのは何なんですかね。この低い要因というのは。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

要因としてはいろいろ考えられるわけですが、1つは、やはり消防団の組織率が非常に高うございまして、消防団が、自主防災組織が行うべき避難の誘導まで実施していただいているという部分があるのかなと思っております。

それから、自治会組織がまだ生きておりますので、自治会等が、実際はもうそういう形の自主防に近い形の活動を行いながらも、まあ単なる自治会でございますので、この組織にはなっておりませんので、まず隣近所で助け合うという精神がまだ残っている部分もあるのかなと、そんなふうに考えております。

それと、もう一つは、やはり阪神、淡路のような大規模の災害が起こりますと、こういうのが上がっていくわけですが、その辺が最近においては少しないというところかなと思っております。

○大西一史委員 それと、自主防災組織というのは、消防団と違って、それぞれ設置根拠の法律が違うと思うんですね。災害対策基本法が自主防災組織で、消防団の方は消防組織法か何かだったと思いますけれども、それぞれ違うんですけども、ただ、設置に当たっては、これは市町村が当然中心になって主導していくことになっているんだろうと、法律上はそうなっているんだろうというふうに思うんですが、その組織率が県内でもばらつきが多分あると思うんですけども、一番高いところと低いところって、例えば市町村名で言うとどういうところになるんでしょうか。別にそれが高いからいいとか、低いから悪いとかというふうなことを言うわけじゃなくて、ちなみにどういう状況なのかというの

をちょっと教えていただきたいというのが1つ。

それから、もう一つは、今、自主防災組織ということについて、やっぱり住民の認識というかな、なかなか消防団が今まで機能していたり、自治会みたいなものがきちっとある意味では機能していたということでもあるというふうに思うので、その辺の役割の違い、その辺をしっかりと住民に説明をしていくなり何なりということはやっぱり必要なんだろうというふうに思うんですね、今後は。特に今防災意識が高まっている時期だから、そういう意味では、既存の——新しい組織を立ち上げることもとても大事なんですけども、それと同時に、やっぱり既存のそういう消防団であるとか、防災組織までいかないまでも、何かそういう団体なり、グループなりというのがどうなっているのかということも含めて、やっぱりその役割について、消防庁の方でもやっているみたいですけどもね、調べてみると。いろいろ施策を、自主防災組織と消防団とのコラボレーションといいますか、そういったものもやっていこうということでやっているようですけども、やっぱりそういう既存の地域の組織を生かすということも大事だろうというふうに思うんですが、その辺の今後の方針もあわせて教えていただければというふうに思います。

○佐藤危機管理防災課長 自主防の組織でございますけれども、高いところは、もう既に100%自主防を組織しているところもございます。低いところは、どこがと、何%となかなか言いにくいわけですが、ちょっと都市部の中で低いところがございまして、荒尾市であるとか、山鹿市、菊池市、宇城市あたりが自主防の組織率が低うございますし、山間部におきますと、先ほど言いましたように、自治会ができていますけれども、甲佐町とか、山都町あたりが

若干低うございます。そういうところに対しては、直接的に組織等については呼びかけているところではございます。

おっしゃられましたとおり、消防団等の役割分担でございますが、消防団は基本的には防災のかなめとなるところでございますので、何かありますときには非常に、救助であるとか、捜索であるとか、そういう部分で活躍していただきたいと思っておりますので、避難は自主的にできるところでございますので、自主防をつくりまして、避難体制をとりましてやっていくということが大事かなというふうに思っております。

これらにつきましては、それぞれの地区で防災訓練等を行いますと、非常に役割分担がはっきりしてくるところはございまして、自主防災組織がみずから呼びかけ合って、助けていくと。特に要援護者等につきましては、やはり地域の自主防がかなり役割を果たす部分が多いかなと思っておりますので、その辺も含めまして、今後、自主防の育成に、市町村とともに一緒になってやっていきたいと思っております。

○大西一史委員 今、幾つかの自治体、低いという話もありましたけれども、やっぱり都市部では、かなりそういう意味ではなかなか、例えば熊本市内でも、マンションであるとか、そういったところは全く自治会すら入っていない地域もあったり、随分その辺が非常に問題になると思います。

だから、どちらかという、私は、都市部対策といいますか、地域のコミュニティができているところは、かなりそういった既存の組織も含めて、うまく連携ができると思うんですが、都市部の問題というのは非常にあるというふうに思いますので、その点をしっかりやっていただきたい。

それと関連して、これは防災情報メールサービス普及促進事業が上がっています。これ

は、当然メールというのは、今回の3・11の大震災でも、非常にある程度有効だったというような話もあるんですけども、この前大雨が降ったときに、熊本市あたりでも、避難勧告が出て、なかなかわからないとか、伝わらないとかという、そういう防災に対する県民一人一人に情報を伝達するのに、非常にそれが難しいという問題、課題が出てきていると思うんですが、このメールはメールで今までどおりというか、普及してやっていくとして、今後、やっぱり考えられる中で、いろんな——何が効果的というのかな、というのが非常にあると思うんですけども、その辺についてどういうふうに考えておられるのかということと、それから、防災無線なんかでも、田舎に行けば整備されているところは非常にあるんですけども、やっぱり都市部では、熊本市内では、避難勧告したって、結局避難所にだれも行かないというようなことが報道もされていたということを見ると、やっぱり情報伝達で一番有効な手段というのは一体どうあるべきなのかというふうに考えていらっしゃるのか。

それと、このメールサービスについて聞けば、大体今どのくらい、何名くらい登録というんですか、普及しているのかということも含めて、ちょっと教えていただきたいんですけども。

○佐藤危機管理防災課長 伝達手段として何が有効かというお尋ねでございますが、我々の考えとしては、伝達手段は複数あるべきだというふうに思っております。

これまでは、一番主となりますのは、先ほどおっしゃられた防災行政無線、同報系といいますか、いわゆるスピーカーで流れて、ここは危険です、避難してくださいとかいうのが主でございましたけれども、それだけでは、例えば雨の日に聞こえないとかいうふうな部分もございますので、できれば個人に伝

わるということで、メールサービスはかなり有効な手段ではないかなというふうに思っております。

現在、実は1万人を超える方がメールサービスしていただいております、ちょっと少ないという感じでございますけれども、ずっと7,000人前後で推移しておりましたけれども、ここ3カ月で、知事の記者会見で言っていたこともありますし、個々の非常に危機意識が高まったということで、急に3,000人ふえておりますが、今回、こういうチラシをつくるなり、広報をするなりということで、一気にふやしたいと思っております。

それとあわせて、熊本市、八代市、ほかのところ、独自で市町村でメールサービスを持っておられるところもございます。それらにつきましては、ちょっと数は把握しておりませんが、12市町村ぐらいが独自、自分たちのところのエリアでメールサービスをするというふうな状況にもございます。

それから、これ以外にも、IT電話であるとか、いろいろ有効な手段があると思っておりますけれども、先ほど言いましたように、複数要るし、最後の手段としましては、やはり消防団なり、市町村の職員なりが、避難をふれて回るというあたりも、これは非常に大事なところでございますので、そういう面も含めまして、複数の情報伝達手段を確保していきたいというふうに考えております。

○増永慎一郎委員 自主防災組織のさっきの組織率の件なんですけれども、昨年ちょっと一般質問をさせてもらったときに、これは100%という、今答えがありましたけれども、例えば町村によって考え方がかなり違うんじゃないかというふうに思うんですよ。例えば、昨年、嘉島では、自主防災組織は1つで、全町民が組織の組織員だったというふうな形で私思っていたんですけれども、そういうふうなことで、それが100%なのかどうな

のかというのがちょっと私非常に疑問が残るんですが、その辺ちょっと説明していただけませんか。

○佐藤危機管理防災課長 組織率の考え方でございますけれども、自主防災組織を地域単位でつくっていただきますけれども、単位も基本的には決まっております。ただ、その単位でつくったところの、いわゆる世帯数を全世帯で割り戻して組織率という形にしております。

おっしゃるような、非常にその中身がないと、100%の中身がないというような問題も内在しているわけではございます。それらにつきましても、今後、先ほど言いましたように、マニュアル等をつくりましてやっていきたいと思っておりますし、傍ら、私たち、火の国ぼうさい塾という形で、非常に中で中心となって動く方々を、塾をつくりまして、養成しております。もう18年からでございますので、5年間養成しております、かなりの数になっておりますから、そういう方々を中心に地域を巻き込んでいただくというふうな考えでおります。

○前川収委員 9ページ、税務課で、今度課税システムの改修経費として8,618万ということで、えらい高額なシステム改修、県庁のコンピューターってでかいんでしょうから、我々の想像を超える話でしょうけれども、それでも経費がかかるんだなということを考えました。

振興局単位で課税システムをつくっていたのを統廃合するという前提ですけれども、8,000万円かけてコンピューター改修することによってどういう効果があるのか。例えば人件費が減ってとか、そういう課税の、何か具体的なプラスですよね。8,600万円を、一般企業でいけば、投資した効果として、どの程度の効果が認められて、何年ぐらいで――1

年じゃ無理でしょうけれども、回収されるのか、ちょっと教えていただけますか。

○出田税務課長 御質問は、この県税オンラインシステムの投資に対する投資効果ということかというふうに思います。

今回の県税システムの改修は、その前提として、県税の組織を変えたという点がございます。まず、県税の組織を変える中で、課税部門を集約するわけですから、その部分で効率化される人員があります。それは、昨年度とことしの人数で比較しますと、9名減っております。

今回のシステム改修は、先ほど申し上げましたが、これまで11カ所、正確に言うと、自動車税事務所もありますので、12カ所なんですけれども、地域で分けると11カ所で課税をしていたのを、税目によっては1カ所、もしくは4カ所で事務をとることになります。ですから、その課税した案件がどこで処理がされたのか、処理すべき案件なのかというのを識別するコードが必要になります。

それと同時に、11カ所で徴収はやっておりますので、どこで徴収すべき税なのかというのを識別するコードが——今までは1つの識別コードがあればよかったんですけども、これが2段階になるということで、新たにデータをつくり変えねばならないということでございます。それで、そういった費用がかかっているということでございます。

効果といたしましては、今回、課税と収税を分けますと同時に、今までは課税をした所管が徴収もやっておりました。今回から課税と徴収を切り離しますので、今回変えたのは、今度収税をしますのは、納税義務者が居住をしている地区の所管が徴収に当たるといことで、納税義務者側から見ると、今まで複数の所管から……

○岡村政策審議監 委員長、ちょっとよろし

ゅうございますか。

済みません、ちょっと税務課長がお答えしておりますけれども、単純に人件費のことだけわかりやすく申し上げますと、今回のシステム改修で約15名ほど減少するんだろうというふうに考えておまして、雇用主の事業主負担等々も入れますと、約700万ぐらいの人件費……

○前川収委員 1人で。

○岡村政策審議監 1人当たり。それを乗じますと、1億数百万ぐらいになる計算でございますので、今回の8,600万の経費を上回る削減効果は、人件費だけ見ると出てくるということでございます。あと、利便性等々はまたございますけれども。

○前川収委員 わかりました。1年で回収できるということはいいんですけども、これは入り口でありまして、実は、今課長が説明していたことが多少問題があるんじゃないかなというのを私感じておりましたのは、今回一般質問でもあったとおり、課税業務と徴税業務が切り離されることによって——もちろん、きちっと徴税するのは当たり前ですよ。何というんですか、税の公平性というのをきちっと担保するために、きちっと徴税することは当然のことです。当然のことだけでも、課税の過程にあったいろんな、何というかな、裁量的な配慮というんですか、人情味というのかな、そういうのが全然わからずに、要するに、課税した人は全く違う人、徴税に行く人は——別な場所ですよ、簡単に言えば。徴税に行くのは別な人という形になったときに、なかなか徴税できない人の背景というんですか、そういうものに思いを来すことができなく——今まで以上にですよ、できなくなることがあるんじゃないかなと思っております。徴税することが当然だとい

ことはよくわかっていますが、そこには、同じ県民の中で、徴税していくときに、一般的に見て、ここはやっぱり少し目をつぶってやってもいいんじゃないかという裁量的な部分というのは、徴税の中には少しはあると思っていますよね。全く機械的にやっているかと言われると、今でもそうじゃないというふうには思っていますが、そういう背景が、課税が切り離されていくことによって、同じ場所じゃないという前提の中で、そういうところが——まあ、経費削減効果というのはあるんですけども、そういった部分が見えづらくなるんじゃないかなという心配をいたしておりまして、その点については何か考えていらっしゃることがあるのかどうか。まあ、ないとおっしゃればそれまでですけれども。

○出田税務課長 前川委員御懸念のとおり、課税と収税が分かれるということは非常に、いわゆる課税情報というのは、当然徴収職員も知っておかなければならない事柄でございます。例えば特殊事情があればなおさらのことだというふうに思っております。したがって、課税と収税の連携というのは、特に組織を別にしたということで、非常に重要な課題となっております。

4月に組織を改編いたしましたので、ことし1年、十分にその状況を見ながら——今でも定期的に会合を持つてであるとか、情報交換するであるとかという方策はとることにしておるんですけども、1年間回してみても、より高い連携がとれるにはどうしたらいいかということについては、ずっと改善に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○前川収委員 振興局を少しずつ減らしたりとか、整理、統合していきたいという執行部の気持ちは、私はわからぬじゃないけれども、私は反対しているんですけどもね。や

っぱりそういう思想の中で、県庁の行政の効率化ということも、これはお題目としては間違っていないと思っています。

ただ、そういうところをやっていく背景の中で、これまでやっぱり県職員の皆さん方努力をされてきたにもかかわらず、いろんなところからいろんな不満が出る事例があったということは事実ですし、今回一般質問の中でもちょっとショッキングな話を私自身も聞いて、ええっ、そんなことがあっているのかということ、心配も含めて考えたんですが、そういうことがあるということの前提の中で考えれば、経費削減効果というのが大事なことはわかっています。わかっていますが、これまた徴税と課税と分けて不満が、まあ一部だとは思いますが、そういったものがまた助長されたとか、要するに、課税の内容がよくわからずに、徴収者が行って無理やり引きはがしたとか、そういうことにはならないように、細心の注意と配慮をしていただきたいというふうに思っております。

ですから、事業の効率化というものについては、やっていかなきゃいけないですよ。しかし、背景にある部分ですね。デメリットもあるということの意識を、我々も含めて持つとかなないと、効率的になったからよかったね、よかったねということではないんだと。あくまでやっぱり住民サービスという前提から考えれば、住民側が不便になったとか、県民側が何か全然意思が通らなくなったとか、そういうことは基本的には行政サービスの低下になってしまうわけですから、事業の効率化と行政サービスの低下というもの、これはやっぱり両方ちゃんと上げていくという前提でしか物事を考えないでいただきたいというふうに思っておりますので、ぜひそういうところをしっかりと、総務部長、やっていただくようお願いいたしますよ。覚悟のほどを。

○駒崎総務部長 御意見ありがとうございます。

す。

本会議でも答弁いたしましたように、税の問題については、税負担の公平性を確保するというのが第一義的にありますが、その一方で、委員おっしゃっていますように、納税者の立場、どういう事情にあるかということも十分考慮することもまた求められているかと思えます。本県の税務行政、その点を加味しながら、万全を期してまいっているというふうに思っております。

本会議でも質問がございましたけれども、適正かどうかを問われると、いずれも適正な対応ではございました。ただ、説明が足りなかった部分は若干あったかなという反省はいたしております。

ただいまの御指摘を含めまして取り組んでまいりたいと思っておりますが、1点だけ補足しますと、効率化のほかに、専門性を高めるということも税務行政の場合必要でございまして、非常に税法自体が複雑になってきておりますのと、頻繁に改正が行われます。それから、課税免除あるいは軽減、そうした事柄も非常に多岐にわたって行われますので、課税に当たっては、やはり専門性を持った職員がきちんと課税をして、その上で収税に当たるということで、今回の取り組みも進められているかと思えます。もちろん効率化も背景にございますけれども、専門性を高めるという観点からこの取り組みを進めておりますので、取り組み自体は進めてまいりたいと思っておりますが、その一方で、マイナス面が出ないように、現場の声を承りながら、しっかりと対応してまいりたいと思えます。よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員 ほかにありませんか。

○井手順雄委員 32ページの文化企画課。

熊本県は、文化財というか、博物館に所蔵できる品物が何十万点というようなことで、

今管理されている。そういう中で、今松橋の方で展示を若干やっていると。これは本当もったいないなという思いがしております。

前から言っているんですけども、もう少し——そういった場所があることすら県民は知らないんじゃないかというような思いがありますし、また、そういった中で、どういった展示をしながら文化財を保護しているのかというのをちょっとお聞きしたいなと。

それとまた、これにかかわる人材ですたいね、県庁職員、またプロパー等々はどれぐらいいらっしゃるのか。そして、年間、どれぐらいの展示をしながら、集客があるのか。そしてまた、どんな宣伝というか、広告を発信しているのか、その辺のちょっと状況をお聞きしたいと思います。

○富永文化企画課長 文化企画課でございませう。

博物館につきましては、平成13年の財政健全化計画以来、着工凍結というふうになっておりますけれども、その中で、平成19年3月に自然・人文資料活用検討委員会から提言をいただいております。その提言の時点では、40万点ほど県民の方々から貴重な寄贈資料をいただいております。今現在62万点というふうになっておるところでございます。

そういった資料を活用すべきというような提言をいただきまして、今現在取り組んでおるところでございますけれども、収集資料の調査、整理、登録を当然行うとともに、先ほどお話がありました収集資料を活用した企画、展示、これを昨年場合は年間5回ほどやっております。ほぼ通年的にやっております。それから、資料を活用した学習支援のための講座、古文書講座といったものもやっております。今現在取り組んでおるところでございます。

それから、博物館の中、収蔵庫の中だけで活動するんじゃなくて、外に出かけていっ

て、職員が県民の方々と一緒に活動するといったフィールドミュージアム、野外活動とか、そういったやつもやっておるところでございまして、今現在、昨年の場合でございませうけれども、企画展、講座あたりで松橋収蔵庫を訪れた方が5,000から6,000人ぐらいの方がお見えになっていただいております。それから、外でやる活動に対しましても、同数ぐらいの方が参加いただいておりますので、1万1,000人から2,000人ぐらい、この県民参加の、博物館活動と言っておりますけれども、それに参加いただいているところでございます。

人員体制でございますけれども、人員につきましては、学芸員は1名でございますけれども、学校現場の方から、中学、それから高校の先生が4名、それから事務が1名、それと、さらには松橋収蔵庫の方に、学芸員の卵と言ってもいいかと思っておりますけれども、そういったいろんな分野の——大学院を出た方が嘱託として働いているところでございます。都合職員が学校現場からの教員も含めて6名、それから嘱託職員が5名、それから、ことしは特別でございませうけれども、自然関係の資料を整理するというところで、これも緊急雇用で採用していただいておりますけれども、それで5名おりますので、そういった人員体制で取り組んでおるところでございます。

委員の方から御指摘いただきました、なかなかわかりづらい、場所も知らない人が多い、確かに御指摘のとおりでございます。私どもも、展示ごとに、外の方に簡易の案内あたりをつくって周知をしているところでございますし、また、地元市町村の広報誌へ掲載していただいたりとか、マスコミさんへの投げ込み資料とか、広報依頼とかやっておりますし、また、関係の博物館関係にも情報提供をして取り組んでいるところでございます。

さらには、先ほどの繰越明許費の報告のところで申し上げましたように、なかなか場所がわかりづらいというような声もございませうものですから、こういった案内誘導板を設置しようということで、今年度事業で取り組みをさせていただいております。

以上でございます。

○井手順雄委員 年間1万2,000人ぐらいの来場じゃ、本当この60万点というような品物の中でもったいないなど。博物館がないのは、日本全国、静岡県と熊本県と、どこだっけ、もう1県でしょう。2県かな。県立博物館がないところはそうなんですよね。静岡県あたりは、もう民間の博物館がいっぱいあるから要らぬわけでありまして、本当の意味での博物館というのは、やっぱり県立が持つとかんとおかしいなという思いがいたします。

これはもう毎回毎回言っておりますけれども、こういう中で、今60万点とおっしゃいましたけれども、永青文庫さん、細川さんのところのやつもいろんな形で展示とか、文献を学芸員あたりが調査しているというようなことでもありますけれども、これに対して、どういった細川さんの財団との契約というかな、何か契約を結ばれているのかな。そこら辺をお聞きしたいんですが。どういった契約を。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。

永青文庫関係につきましては、教育庁の文化課の方が所管しております。一応永青文庫と美術館の方で寄託契約というか、そういったもので契約を結んで、まあ預かるような形でされているというふうに聞いております。済みません、詳しくは承知しておりませんけれども。

○井手順雄委員 それは、ここの総務じゃわ

からぬわけていな、この委員会じゃな。

私が思ったのは、委託金額というか、その査定はどうしているのかなと。どういったところでその委託した金額が出てくるのかなという思いがあるんですね。

だけん、毎年、細川財団にその委託金をやって、預かって、それを展示もしないで学芸員が調査していると。なら、それ用に対して、今度は大学あたりの調査費、このあたりもソフト事業で出しているんでしょう、多分。そういったことを含めたら、その費用対効果と言ったらおかしいけれども、これだけ細川さんから預かって、お金を払って預かって、調査をしながら、これは歴史的に大したもんばいと言いながら表に出さないと。これは、全くナンセンスというか、むだですよ。これは、県庁も考えながら、やっぱりそういうのを常時展示できる、そういったものを、この不景気じゃあろうけれども、文化という観点からいくならば、熊本県の文化ということを考えるならば、もうそろそろちょっと常設展示場でも考えてやっていくべきかなと、私はそういった思いがします。

じゃあ、それはまた教育庁に聞けばいいのかな。

○富永文化企画課長 文化企画課でございます。

文化課の方から聞いているところでございますけれども、美術館の方に永青文庫関係の展示室を拡張するという計画があるようでございまして、それによって、これまで以上に展示をされていかれるというふうに思いますけれども、ただ、永青文庫からの預かりの品々につきましては、それぞれ学芸員がかなり調査研究して、ある程度わかった段階で出すような形になっていこうかと思っておりますので。

○井手順雄委員 じゃあ、博物館で品物、いわゆる細川家の品物の絵とか、文献じゃなし

に、また違った意味では1個も引き受けていないということですね。

○富永文化企画課長 松橋収蔵庫の方には、そういったものは預かってはおりません。

○井手順雄委員 わかりました。ひとつよろしくお願いします。

○岩中伸司委員 1つだけお尋ねをしますが、今部長からお話があったように、税制は非常に難しく、わかりにくくてということで、今回第20号議案が提案をされています。

この中身で、ずっといって、私もいろいろ見てみたんですが、金融証券税制の部分で、この議案では23年の12月31日までの間延期をするということなんですけれども、これは、本来、この3%軽減ということの背景というのは、震災の問題とは何か関係あるんですかね。

○出田税務課長 この証券優遇税制については、もともと平成23年度税制改正に入っていた事項だというふうに認識しております。したがって、大震災には直接的にはリンクしていないというふうに理解していますけれども。

○岩中伸司委員 住民税の税率でいけば、本則5%で、今回3%ということですが、この金融証券税でいけば、所得税でいけば、本則20%を10%軽減で、2011年まででこれを終わるということ、2012年からはもとの本則20%に戻すということになっていたんですけれども、それをまた2年延ばすということになっているので、私は、どうもその辺から見れば、これはあくまでも我々のような庶民じゃなくて、やっぱり金をかなり持った人たちが動かすお金を優遇しているなというとならえ方しかできないんですね。

ずっと調べていけば、所得でいけば、大体1億円以上になったら——それ以下はこの優遇の措置を受けないけれども、それ以上になったら、かなりの人たちがやっぱり優遇を受けていくというようなそういう文献もあったので、これはちょっとやっぱりこの条例改正には、もちろん法改正に基づく条例改正でしょうけれども、私はちょっと納得いかぬなということですけども、そこら辺は何か特に説明がございませうか。

○出田税務課長 税務課でございます。

今回のこの証券優遇税制に係るところの地方税法の規定は、税率を定めているんですけども、この県民税、配当割、譲渡所得割と言いますが、この分については、法定税率になっておりまして、これ以外では地方団体は課税をすることができないというふうな規定でございますので、地方税法が変わった以上、そのまま放置していくわけにはいかないということでございます。

○佐藤雅司委員長 ほかにございませうでしょうか。

○岩中伸司委員 先ほど事業の説明がございましたが、36ページ、肥薩おれんじ鉄道の関連。

これは1億7,000万予算額があるんですけども、これは見通して、私は、ずっと並行在来線の問題は、やっぱり自治体や県あたりが援助していかないと維持ができないというのが十分わかるんですね。もう新幹線が通っているわけですから。ですから、この1億7,000万という金額ですが、これは将来的にもこんな感じずっと負担をしていかなければならないというとらえ方でいいでしょうか。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

肥薩おれんじ鉄道の今年度の補助見込み額1億7,000万につきましては、昨年度の会社の決算費用の中からどうしても赤字が出た分の中から、それから鉄道整備費に対する補助をするという仕組みになっております。ことしと来年につきましては、特別に車両の構造検査をする時期に当たっておりますので、例年よりかなり高目にはなっております。

ただ、最近の傾向でいきますと、引き続き鉄道の施設整備の維持に係る分につきましては、沿線市町村と県とあわせてある程度の補助をしなければ、安定的な運行が厳しい見込みでございます。

以上でございます。

○岩中伸司委員 これは要望ですけども、やっぱりJRにもっと協力の負担を求めていくということが大事だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○佐藤雅司委員長 要望でございますね。ほかに質疑はありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なしという声がありましたので、なければこれで付託された議案等に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第3号まで、第18号及び第20号について、一括して採決したいと思いますけれども、御異議ありませんか。

（「第20号だけ外して」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 それでは、一括採決に反対の表明がありました第20号議案は挙手の採決をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、第1号から第3号まで及び第18号を採決したいと思いますけれども、これに御異議ありませんでしょうか。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 異議なしと認めます。

それでは、第20号について、挙手により採決をいたします。

原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○佐藤雅司委員長 それでは、挙手多数と認めます。よって、議案第20号につきましては、可決することに決定をいたしました。

よって、議案第1号外4件は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、本委員会に付託されました請願を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第5号熊本県議会の改革を求める請願について、執行部から状況の説明を願います。

○黒田議会事務局次長 熊本県議会の改革を求める請願について御説明いたします。

請願項目が4つほどありますが、1つ目の議員報酬の引き下げについては、県の財政健全化に配慮し、本年8月1日から来年3月31日までの間、引き下げる条例案の提出が予定されているところでございます。

2つ目の応招旅費につきましては、政務調査費等検討委員会の答申を受け、平成21年3月に制度改正を行ったところでございます。

3つ目の常任委員会及び特別委員会の傍聴席につきましては、4ないし6席の傍聴席を設け、先着順に傍聴を許可しておりますが、おおむね充足しているところでございます。

4つ目の定期刊行物につきましては、定例会ごとに熊本県議会報を発行しているところでございます。

以上でございます。

○佐藤雅司委員長 それでは、説明が終わりました。

ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第5号については、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 不採択という声があります。

不採択についてお諮りいたします。

請第5号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認めます。よって、請第5号は、不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りをいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から順次お願いをいたします。

○佐藤危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

別添の資料の東日本大震災に係る地域防災計画の見直し及び支援状況につきまして御報告したいと思います。

1ページめくっていただきまして、1ページでございますが、今回の大震災を受けまして、地震、津波に対する防災体制のあり方等につきまして再確認し、地域防災計画を見直

すということで実施をしておるところでございます。

特に、計画の中で、当面の対応としまして、現計画でできる対応を市町村とともにやってきたつもりでございます。4月の段階で、次の5項目につきまして、点検要請等を市町村に対して行っております。

1点目は、沿岸の14市町に対しまして、津波の被害を想定したところで、避難所の安全確認という形で再点検を要請したところがございます。

2点目以下につきましては、全市町村に対しまして、避難勧告等の情報伝達の再確認、それから、メールサービスへの登録促進、避難勧告等の発令基準の策定促進、自主防組織のさらなる育成強化ということを点検要請したところがございます。

点検要請の結果につきましては、1ページめくっていただきまして、3ページにカラー刷りでございますけれども、結果を載せているところがございます。

特に1番目が、海岸から5キロ以内にあります594カ所の避難所につきまして、海岸からの距離、それから高さからの表でございまして、結果としては以上のとおりでございますが、最後の備考の欄に書いておりますように、各市町に対しまして、今回の結果や周辺の地形等の状況を踏まえて、津波被害に対する避難計画等の再点検を要請したところございまして、現在、もう既に避難計画を変更した市町もございます。

2番目でございますが、避難勧告等の発令基準の策定状況でございますが、特に、一番右にございますように、津波に関しましては、既に策定済みが5市町でございまして、策定中というところは9市町ございまして、いわゆる避難勧告は行いますけれども、発令基準がないという状況でございまして、いち早く避難勧告等を発令するために基準があった方がいいということで、従来から要請をして

いたところでございますが、右欄に書いておりますように、23年度中には——今回、それぞれ防災会議を開いておりますけれども、その中でも了解を得まして、策定予定というふうに聞いております。

3番目の避難勧告等の伝達体制でございますが、先ほども出ておりましたように、複数の伝達手段を持っているところもございまして、少なくとも地域におきまして全く伝達がないという状況はないということは確認できております。今後、幾つか複数の伝達手段を確保するように要請してまいりたいと思っております。

済みません、戻っていただきまして、今後の防災計画の見直しの基本方針でございますが、3点書かせていただいておりますのでございまして。

今回は、地震、津波による被害推計について再点検するとともに、大規模かつ広域的な災害の対応と体制等を中心に計画を見直すということが1点目でございます。

2点目でございますが、学識者等、それから防災関係者で構成します検討委員会——これは5月26日に既に立ち上げておりますけれども、の中で検討するとともに、現在、県職員だけで言いますと、200名を超える職員を現地に派遣しておりますので、それらの知見も生かした、それらの報告等も生かして、今回の計画に織り込みたいと考えております。

3番目でございますけれども、検討結果につきましては、速やかに、できるだけ早く防災計画の中に入れ込みたいと思っておりますが、重要なのは、計画だけではなくて、計画の下部計画であるとか、防災計画自体、42機関の総合的な計画でございますので、それぞれの機関の計画を整備していただくとか、行動マニュアルを整備していただくのが重要なというふうに考えております。

1ページめくっていただきまして、見直しの主なテーマでございますけれども、1つ

は、地震及び津波による被害推計をきちんとやるということでございます。

2点目で、次の防災計画の再点検ということでございまして、幾つか項目をテーマとして挙げさせていただいております。特に、上から3つ目の市町村や県の区域をまたがる広域避難への対応体制の充実でありますとか、下から3つ目の、原子力発電所事故への対応体制の構築でありますとかいう部分につきましては、これまでの計画の中でも非常に手薄であった部分、また記載がなかった部分でございますので、これらにつきましては充実させていきたいと考えております。

概略のスケジュールを入れさせていただいております。

先ほど御審議いただきました被害想定調査の実施、2カ年にわたりますけれども、これらも視野に入れまして、また、国が防災基本計画修正等も行います。なお、また防災計画につきましては、関係機関が実施する分もかなりございますので、それらの意見調整を踏まえながら検討委員会で実施しまして、できるところから来年度の防災会議の中で諮って計画を修正していきたいと思っておりますが、先ほど言いましたように、少し被害想定等に時間がかかる部分におきましては、再来年まで少し残しながら、2カ年間では終了させていきたいというふうに考えております。

続きまして、支援の状況につきまして、4ページをお願いしたいと思います。

記載のとおり、今回の大震災は、東北地方を中心に広い範囲で極めて大きな被害をもたらしております。現在も多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、依然として大変厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、本県におきましても、震災発生当日から継続してさまざまな支援の取り組みを行っておりますが、支援の内容も、当初の物資の支援から人的支援にシフ

トしておりまして、人的支援の内容につきましても、被災地の状況によりまして、短期派遣から、今後長期派遣に変化してきております。

個々の内容につきましては省略いたしますけれども、まず1番で、総合窓口を設置いたしております。災害見舞金、義援金、それから人的支援を行っているところでございます。

人的支援につきましては、国や全国知事会の要請を受けまして、宮城県を重点支援しております。具体的な支援先の市町村については、宮城県庁と調整いたしているところでございます。

それぞれ、今、災害派遣保健チームであるとか、情報収集、連絡調整であるとか、下水道、東松島への支援チームであるとか、塩害対策、個々の支援をいたしているところでございまして、以上の関係で、合計で、今、県職員が203名、市町村職員は、県と合同で230名、一番下に単独分ということで——大きな市町村におきましては単独で行っているところもございしますが、単独分が220名、ですから、市町村の合計は450名になります。それから、消防職員が208名などの大規模な職員派遣となっております。

多くの職員が支援業務で派遣されておりますけれども、現地での経験を教訓に、先ほど申し上げましたように、本県の防災対策、防災計画の見直しに反映できますように、今後活動記録等を取りまとめていく予定にしております。

続きまして、6ページでございますけれども、支援物資でございますが、支援物資は、現在、向こうが要望しないということで、一たん中断しておるところでございます。多くの支援物資をボランティアの協力を得ながら現地に送っております。

被害者の受け入れ等の状況でございますけれども、県内の避難者につきましては、毎週

1回市町村を通じまして把握しております。6月20日現在で64世帯、159名が県内に避難されております。これは5月12日現在の43世帯、109名、6月1日現在の54世帯、132名と比較しますと、徐々に増加傾向にございます。

これらの避難者に対しましては、公営住宅の提供であるとか、児童生徒の就学支援であるとか、被災者の就業支援等、記載のものにつきまして支援をしているところでございます。

6ページ、下段の4番目に書いておりますが、被災者のアンケートを実施したところでございます。

県内の被災者の現状把握及び今後の支援対策を検討するために、4月22日から5月27日にかけて、県が連絡先を把握していた41世帯、92名にアンケートを実施して回答を得ました。

なお、被災者同士が集まる機会の提供を求める声が非常にありましたことから、7月に入りまして、県内の避難者交流会の開催を計画しておるところでございます。

一般の方から避難者であることを知られたくないとか、非公開であれば参加してもよいというような意見もありましたことから、できるだけ多くの避難者に集まっていただくためにも、交流会は非公開で行うこととしております。

今後の支援につきましては、今回のアンケートを参考に、国や避難先の市町村と連携して、避難者の方々が安心して熊本で暮らせるように、できるだけきめ細やかな対応を行っていく必要があると考えております。

あと、その他の支援として、チャリティーバザールであるとか、みんなの家のプロジェクト、それから、参考としまして、大規模災害時の広域、相互応援に関する動向等を記載させていただいております。よろしくお願いたします。

○能登市町村行政課長 政令指定都市移行に向けた動きについて御報告させていただきます。

これまでの動きや今後想定しておりますスケジュールにつきましては、1のスケジュールの欄に記載しているとおりでございます。その中で、主な取り組みについて御説明させていただきます。

2の(1)でございますが、現在国における検討が進められております。国における検討が最終段階に入った段階、8月ごろになると想定しておりますが、再び県並びに熊本市が一体となりまして、国に対しまして要望活動を行う必要があると考えております。

(2)の関係条例の改正でございます。政令公布がなされた後、県、市ともに関係条例の改正が必要となってまいります。現在、県、市ともに改正に向けての準備を進めているところでございます。12月議会あるいは3月議会での改正をお願いすることになるかと思っております。

(3)番の円滑な事務権限移譲の推進につきましては、移譲に伴う事務処理の停滞や住民サービスへの影響が生じないよう、県市間で十分な説明、検証を行うとともに、住民に対しまして周知啓発等に努めていきたいと考えております。

また、県市間の人事交流につきましても、23年度には、市職員を県へ受け入れることを中心に、24年度以降は、県から市への派遣を中心に交流することとしております。さらに、事務の円滑な処理が確保できますよう、県市間で連絡調整のための場を設置することとしております。

(4)の機運醸成につきましては、熊本市政令指定都市推進協議会の取り組みを支援するとともに、県としても周知、広報を図っていくこととしております。

以上でございます。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題について、3点御報告でございます。配付物の川辺川ダム問題についてに基づいて御説明いたします。

まず1つ目、五木村の今後の生活再建を協議する場についてでございます。

これまで、五木村の現状について共通認識を持った上で村の生活再建を取りまとめることを目的に、平成22年7月に設置されたものでございますが、従来、特に国と県の間で意見の対立もあり、平成22年11月から、しばらくその会議が開かれない状況にございました。しかしながら、県議会の村の生活再建は待たないというふうな御指導を踏まえ、先日、6月26日日曜日でございます。五木村の今後の生活再建を協議する場第5回を開催いたしました。

これにつきましては、本来であれば、国交省の政務、そして知事を含んだ拡大会議ということでございますが、国会情勢等々もあり、国の方からは九州地方整備局の河川部長、そして当方からは企画部長、土木部長、そして村の方から五木村長、それに加えて五木村の議会の議長も参加の上で協議する場を開催したわけでございます。

協議事項につきましては、この箱の中に書いております。

引き続き国に対して補償法の制定を求める、一方で、村の生活再建を早期に進めるために、まずは現行制度を活用して、国、県、村の3者で、五木村の振興について、実施できることを実施していくということでございます。

まず、1つ目のポツ、国につきましては、現在実施している4事業、これを引き続き実施するという、また、特に五木村の要望の強かった広場の整備、要は五木村というのは非常に平場というのが狭くございますの

で、非常に要望が強かったのでございます。これを、坊主山という山をカットすることによって広場を生み出し、また、そこに出てきた土砂を使って農地の造成をするということ、また、頭地の大橋、今やっている事業でございますが、これに位置する大径木についても、移植を実施するというをお約束いただいております。また、水特制度、これは補助率のかさ上げ制度でございます。これを活用しながら、県、村に対して、財政面、そして技術面において可能な限り支援していくということでございます。

一方、県でございます。2個目のポツですけれども、県は、特に五木からの要請が強い国道445、九折瀬地区、これは頭地、一番の中心地ともう一つの集落であります宮園をつなぐところでございますが、これまで国と県合併で、共同でやるというふうな事業でございましたが、今回、地域の振興——ダムの補償というのではなくて、地域の振興という観点から、県が単独で実施するというところで着手することになっております。

これにつきましては、繰り返しになりますが、国の方から財政面、技術面、これは補助率のかさ上げを含めて支援をいただけるということで、県の負担がふえないようにというふうな御配慮をいただくことになっております。

また、一方で、村の振興事業を支援していくため、これまで残事業として準備しておりました直轄事業負担金相当額、県の負担金がおよそ50億円になります。これにつきましては、残事業という形は実施はしませんが、振興事業を今後されていくということで、そちらの振興事業の財政上の負担ということで準備させていただくことを決めさせていただいております。

一方、村につきましては、今進めております村の振興計画に基づきまして、必要な振興事業を実施するというものでございます。

このような取り決めにつきまして、事業実施のためにこのような会議を毎年度開催し、必要な評価等を行いながら、翌年度に実施する予定の事業内容について協議をするということでございます。

また、もう一つ、村からの御要望のございました水没予定地の活用方策でございますが、国が、村から具体的な提案を聞きながら、前向きに検討するというところでございます。

(2)の今後の対応方針でございますが、このように国と県、そして村の3者が前を向いて進むことになりました。これは県議会の御指導のたまものだと思っております。引き続き、補償法の制定を求めていくとともに、協議事項を着実に実施するというところでございます。

2点目が、ふるさと五木村づくり計画についてでございます。

平成21年9月に、村と県が共同でふるさと五木村づくり計画を策定しております。村民を主役として、働く場づくり、暮らしづくり、ひとづくり、この3本柱をもとに、振興策を村とともに県が行っているところでございます。

平成22年度の主な成果でございます。

下のところに四角の箱を書かせていただいておりますが、平成19年、3年前に比べまして、平成22年度、16万6,000人ということで、観光入り込み客数が大幅な増加を見込めております。さらに、あわせまして、村民の皆様の主体的な取り組みも広がっております。例えば「いつきちゃんみそ」などの特産品の開発、来ていただいたお客様に対するおもてなしや特産品の販売、こういうふうな形で、地域の方々も、前向きに、主体的に取り組むというふうな動きが広まっているところでございます。

恐縮ですが、裏面をお願いいたします。

(2)「ふるさと五木村づくり計画」平成23

年度実施計画の策定でございます。

今、村民の意見を踏まえながら、村と県で協議を進めながら、3月に平成23年度の実施計画を策定しております。5月に説明会を開催させていただいて、計画の浸透と村づくりへの村民の御参加を呼びかけたところでございます。

主な事業内容につきましては、四角の箱囲みのところでございますが、観光バスツアーを増便してみたり、また、特に雇用の維持、そして起業等への補助、これを力を入れてまいりたいというふうに考えております。また、現在進めておりますが、五木村フェア、これは熊本市内で開かれておりますが、こういうふうな形で五木村づくりというのを進めているところでございます。

今後の対応方針、(3)でございますが、このような実施計画を着実に実施し、村民が主役の取り組みを加速し、さらに、その産業振興、販路開拓に取り組むことにより、雇用創出、定住促進につなげていきたいというふうに考えております。

3点目、ダムによらない治水を検討する場についてでございます。

川辺川ダム以外の治水対策の現実的な手法について、極限まで検討し、地域の安全に責任を負う者の間で認識を共有することを目的に設置したものでございます。

構成メンバーとしましては、国は九州地方整備局長ほか、また、県は知事ほか、そして流域住民は市町村長がメンバーとなっており、これまで8回開催されております。前回開催は約1年前、6月23日になりますが、これまでの検討結果、意見等を踏まえて、治水対策案を国が提示しております。

その大きな中身としては、2つ、四角囲みのところになりますけれども、直ちに実施する対策としまして、上下流バランスなどを考慮し、可能な限り迅速に進め、ソフト対策にも積極的に取り組むということにされてお

ます。

また、引き続き検討する対策、2段階になっておりまして、一層の安全度の向上を目指し、検討する場において、実施可否を含めた検討、調整を進め、実施可能となった段階で着手するということとされております。

今後の対応方針につきましては、流域市町村長からの強い要望のあった予算の確保等について、引き続き国に求めていきたいと思っております。

今後とも、検討する場において、国や市町村と一緒に、引き続き議論を進めていくと考えております。特に五木の振興について、1つの方向性が出ましたので、こちらについても、さらに積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田上会計課長 会計課でございます。

物品調達等に関する不適正な経理再発防止策の検証について御報告いたします。

この再発防止策の検証につきましては、経緯にありますように、物品調達に関する不適正経理の事案を受けまして、知事が、平成21年2月議会において、3年後に外部の目を入れてしっかり検証する旨を表明されたところでございます。知事が説明をされました3年後の平成23年度、今年度において検証を行うことになったわけでございます。

次に、検証の概要でございますが、目的は、平成21年3月に策定し、これまで全庁挙げて取り組んでまいりました再発防止策の取り組みについて検証し、その成果と課題を明らかにすることになっております。

検証の進め方につきましては、前回の自主調査のときと同じように、民間の有識者で構成されます弁護士、公認会計士、税理士の3名から成る検証委員会を設置いたしまして、検証の企画、調査、評価といった、すべてのプロセスに外部の目を入れて検証を行うこと

にしております。

検証は、知事部局、教育委員会、警察本部等の任命権者ごとに庁内組織である検証推進本部を設けまして、委員会の指導、助言に基づき検証を行うことになっております。

検証の内容につきましては、2つの調査から成っております。1つが、再発防止策の取り組み状況調査でありまして、全所属を対象に書面調査を行います。もう一つが、経理処理の状況調査でありまして、一般需用費及び備品購入費の経理の処理状況について、会計検査院の手法に準じまして、県の会計書類と業者帳簿の照合による悉皆調査を行うことにしております。

対象年度は、再発防止策を策定した後の平成21年度と22年度となっております。

次に、これまでの実施状況と今後のスケジュールでございますが、4月に検証委員会及び庁内の推進本部を設置いたしまして開催をいたしております。

検証委員会での検証の内容、手法の審議を経まして、5月から8月の間で、再発防止策の取り組み状況調査及び経理処理状況調査等を実施することにしております。9月ごろには、検証推進本部ごとにその調査結果を取りまとめ、10月以降に検証委員会において評価をいただき、その後委員会及び検証推進本部において調査結果報告書をつくっていただきまして、知事への報告を考えているところでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○佐藤雅司委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

○前川収委員 2つ質問させていただきます。

政令都市移行に向けた動きについて、説明

資料をいただきましたが、すこぶる順調に行っているようなお話がありましたけれども、きのうの道州制の特別委員会の中でもちょっと議論があったんですけども、政令市としては当然やっつけていかなければならない法的義務である都市計画の指定について、まだおくれたとは断言できませんけれども、ややおくれたというようにお話を聞いておまして、当然これは政令市移行までにはやっとなきゃ、まあほかの政令市が間に合わなかったところが2カ所ぐらいあるそうですけれども、そんなのは関係ない話であって、本来間に合わなきゃならないという前提だと私は受けとめておまして、どうも話をいろんな人から聞くと、政令市の前提となった市町村合併の説明の折に、この都市計画の用途指定の話をきちっと説明していなかったと、まあ聞いていなかったのかもしれない。説明はしたとおっしゃるかもしれませんが、なかなか浸透していなかったと、理解が進んでいなかったという背景がどうもあるみたいでありまして、それが一つの要因としてスムーズに——もちろん都市計画決定は最終的に県がやるんですけども、市から計画を上げてもらって、それを県が追認するような形になると思います、法律上は。それが上がってきていないという状況で、なお議論があっているということで、報道等を聞くと、まだどうも説明会も全部うまくいっているような形じゃないという話を聞いております。

一つ、これは、当然我々は、ことしの2月議会で、総務大臣に対して、政令市にしてくださいという意見書を出したわけですが、これは都市計画等々の政令市として行うべき事務がすべてスムーズに行くことが前提であって、これがスムーズにいかないということであれば、その前提は崩れるわけですね。政令市としてふさわしい行政事務能力があるかどうかということが、私は、今問われているんだろうというふうに思っています。

個人的な意見で言えば、それは、もうできないなら政令市はやめてもらった方がいいよと、我々は議決しているから、取り消し議決か何かまたせないかぬかなという、極端な、個人的な意見も持っているわけですが、この一連の政令都市移行に向けたスケジュールの中で、間に合うのかどうなのか、今の見通しも含めて、御答弁をひとついただきたいというのが1つです。

それから、もう一つ、川辺の問題については、執行部の皆さんも本当に頑張っていたいて、3者協議、この間の日曜日にやっていただき、50億の拠出も県からやるということで、五木村の立場を尊重した行動、結論を出していただいたことには感謝を申し上げたいと思います。

一方で、この中にも少しちっちゃな字で書いてありますが、今後の対応方針の中に、引き続き補償法の制定を求めていくということが書いてありますが、よかった、よかったの前に——もちろん、結果としては、現実的対応としては、こういう対応しかなかったんだろうというふうに思っていますから、そこは評価します。ただし、本来、何でこんなことをしなきゃならないのかという前提があるわけでありまして、その前提というのは、当時の国交大臣であった前原さんが、五木に来て、もともとダム計画を中止するということと同時に、目的を失ったダム計画の残事業については、補償法をつくってきちっと補償しますということを言ったわけですね。その補償法は全然できていないから、結局根拠がない、つまり目的外の整理をしなきゃいけないという前提になって、このような協議をやらざるを得ないという状況になっているわけでありまして、もともと補償法があるのが当たり前なんですよ。当たり前。こういう今まで何十年もやられて積み上げてきた事業を、政権がかわったからやめたと、やめた後は知りませんと。さすがにあのとき知りませんとは

言わずに、その代替措置として補償法をつくるということを行ったわけで、その補償法ができていないということが要因にあって、現状のこの3者協議、五木村の苦しみがあるわけですね。

五木村から見れば、当たり前なことなんですよ、これはやるのが。やってくれというのは当たり前。原因をつくったのは国ですよ。結局、最終的に管理責任者、事業主体として——国が事業主体だったわけですから、事業主体がやめると言った、目的がなくなった、だから補償法案をつくりますと言った、それもできていない、だからこうなっているという状況を、やっぱりきちっと我々は、もう一回再認識をしていかなきゃならないというふうに思っております。

県議会で、議員提案でつくらせていただきました五木村の振興条例、その条例に照らして考えても、今回の県の措置は私は正しかったと、条例の趣旨に沿っているというふうに評価はいたしています。しかし、その前提であるべき、本来あるべき補償法について、我々が忘れてはいけない、これができたからもう補償法はいいですよと、結果でできますという話ではいけないわけでありまして、政治というのは、やっぱりしっかり結果責任をつくっていかなきゃいけないわけですから、そういう部分について、今後もしっかり我々議会としても、一定の意思表示を、やっぱり委員長、やっていかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、執行部としても、そういう意識をしっかりと持っていた上でやらないと、結局できたからいいじゃないかという話じゃない。

もちろん、これだけで全部できるわけじゃないですよ。補償法案ができれば、当時のダム計画で予定されたものが補償されるわけですから、もっと大きなメニュー、たくさんメニュー、五木村の意向に沿うメニューがやれるはずですよ、今でも。そういった部分が

欠けているということについて、執行部の御苦勞は多としながらも、このような状況にあるということで、ちょっと御意見をいただきたいと思っております。

○佐藤雅司委員長 前段、まず1点。

○小嶋市町村局長 市町村局長でございます。

ただいま前川委員の方からも御指摘がございましたし、昨日の特別委員会の中でも——きょうは土木は来ておりませんが、土木の方からも説明があったところでございます。

基本的に、政令市移行につきまして、県議会でも、全会一致の意見書の採決もしていただきましたし、また、そういった前提の中に、この政令市に伴って都市計画法上の線引きの決定というものを、当然やっていただくというような前提に立って、そういった意見書議決もなされたら、そういう先生の今の御意見、私もそういうことだろうと思っております。

熊本市も、当然、政令市になるわけでございますので、そういった同じ認識の中で、それぞれ地域に出ていきまして、それぞれの説明会等でこの都市計画の線引きにつきまして、政令市までに間に合わせるように、今一生懸命頑張っているところでございますので、私どもも、土木と連携しながら、そういった中で線引きが来年の4月までに間に合うように、今は一生懸命努力をしまいたいと、そんなふうに思っているところでございます。

それで、確かに先ほど先生がおっしゃられましたように、この件につきましては、これまでは大都市制度の中で、当然都市計画決定等が行われた後で政令市になっていくというケースが多かったわけでございますけれども、今回は合併特例ということで、どちらか

といいますと同時並行でこの作業を進めていると。中には、新潟市あるいは相模原市みたいに、それまでに間に合わせるということで努力はしてまいりましたけれども、結果的に若干おくらせているというところが出てきているということも事実でございますけれども、ただ、あくまでも、先ほど申し上げましたように、まだ来年の4月まで時間もありますので、私ども一緒になって取り組んでまいりたいと、そんなふうに思っているところでございます。

○坂本企画振興部長 川辺の件ですけれども、補償法を求めていく姿勢に変わりはないということは、私、日曜日の会議でも、冒頭、一番最初のポイントとして申し上げていることですし、記者会見でも同様に申し上げています。ここに書いてあるとおりで、変わりはございません。

そもそもダム中止を民主党政権が決定されたときに、ある意味で、同時的におっしゃられた、約束事としておっしゃられたことから、言ったことはやるというふうなことで、果たしていただくということに尽きると思います。

ただ、他方で、この間、現実の国政を見ておきますと、仮に民主党政権が法案を出したとしても、ねじれ国会のもとで通過する見込みがあるのだろうか、あるいはそもそも政権の中にこれだけ難しい、官僚の中でも相当異論がある法案をまとめる力、それだけの政治的な指導性があるのかということに対して、私ども、正直疑問を抱かざるを得ない。

また、そうした状況の変化を察知していただいた議会の方からも、11月議会、そして2月議会に前川先生からもお話がございました。補償法を求めていく姿勢は当然だ、けれども、国と県が押しつけあって、村が置き去りになるのはいかぬと、そこで、県も、もともと9・11の白紙撤回というところでもあ

るわけだし、地元でダムを求めてきたという点においては県にも一定の責任はある、したがって、議論だけじゃなくて実行せよというお話を、11月議会、2月議会といただきました。

これを踏まえまして、水面下で折衝してきました。今回の、例えば国道445ですけれども、これはいわば知恵の産物でございます、国が補償という方法でやった場合でも、県には裏負担が実はございます。今回は水特のかさ上げの補助率をもらうということで内々話ができております。そうしますと、かさ上げされた補助率で県が実施するという場合でも、実は国と県の財政負担はほとんど変わらないというふうなことでございます。

政治の約束の不始末みたいな部分を、我々が、ある意味で事務的な協議の中で拾っているというふうな状況に陥ったことは、正直、じくじたるものがございますが、まさに名を捨てて実をとるということをしなきゃいけない局面に入ったというふうなことで、この実務的なまとめをやっているのだから、基本姿勢は変わってはいないということを改めて強調したいと思います。

○前川収委員 政令指定都市問題は、努力いただくことは当然だと思いますから、ぜひ努力してください。

ただ一つお願いがあります。見通しが立ったところで教えてください。結果として4月に間に合わなかったということでは私は困ると思っていますので、都市計画の話は。つまり、4月までにできる見通しがあるのかないのかは、ある程度前の段階でもうわかると思いますよ。それはちゃんと県議会に報告をしていただくということのお願いをしておきたいと思っています。

それから、川辺川ダムの問題については、もうおっしゃったとおりですから、我々と同趣旨ですから、しっかりそのようなことで、

五木村を犠牲にしないように頑張っていく、一方で、やっぱり当然のことは当然のこととして求めるというその姿勢は、一緒にしていただきたいと思っています。ありがとうございます。

○佐藤雅司委員 ほかにありませんか。

○大西一史委員 関連して、今前川委員の方からも、川辺川ダムの、五木村の今後の生活再建を協議する場の中身について議論がありました。

確かに、補償法をどうするかということは、もう本当に早くしてほしいという思いは、当然、我々県議会としても、みんな一致して持っているところだというふうに思いますし、執行部もそう願っているというふうに思います。今回そういうことで、とは言いながらも、五木村の振興を図るということで、県が単独で50億という非常に大きな額の財政支援をするということを決めたということで、これについては五木村の和田村長も非常に評価をしておられるということが報道等でもありました。

そういう意味では、膠着状態が少し、少しだけ前進をしたということなんだろうというふうに思うんですが、一つ、県が50億をある意味では出して、振興策を支援していくよということについて、こういう提案をしたことによって、国のリアクションといいますか、そういったものが何かあったのかどうか。まだ2日しかたっていませんけれどもね。その辺がどうなのかということですね、反応として。それが1つ。

それから、この50億というのは、非常に巨額ですよ。県の財政、今の状況からしてもですね。非常に厳しい中で、よく50億という判断をされたなというふうに思うんですが、この50億の積み上げというのは一体どういう形なのかですね。根拠といいますか、なぜ50

億なのか。多分50億でも足りないという声があるんじゃないかなというふうには思いますが、この50億というのは、一体どういう根拠なのかということをちょっと教えていただきたいと思っています。

○津森川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

御質問を2点いただきました。50億の反応と50億の根拠みたいなことだと思いますけれども、まず、この50億につきましても、これまで残事業として想定されていて、着手に至っていなかった事業の直轄事業負担金相当額、県が残事業を実施する場合に必要な額で、さらに、今回の会議の場で、五木の村長の方から、今後の五木村の再建に向けた振興の方針みたいなものを示されました。この50億をもとに、その会議の場でも——これは国からの反応ということのお答えにもなるんですけれども、当然河川部長が出てきたんですが、単純に河川部だけではなくて、道路部、まちづくりとかやっている建政部、オール九州地方整備局全体となって、水特、先ほど申し上げたかさ上げも含めた支援というのを、県と村にするというふうに言っています。

したがって、50億をもとにしますと、事業費としては2倍から3倍を想定できるというふうに我々は考えております。そういうことで、元としましては、そういうふうな残事業を仮に動かした場合に、五木村に事業として県が負担したであろう相当額を使って、それを、過去の残事業ではなくて、将来のための振興事業の財源として活用していただくというような考え方、それについては、国も、繰り返しになりますが、可能な限り支援をすると、それは財政面だけではなくて、技術面も含めて支援するというふうなお約束をいただいたというところでございます。

○大西一史委員 結局、だから50億の根拠というのは、残事業というのを、まあ県の負担相当分というようなことなんだろうというふうに思うんですが、結局、じゃあその50億というのは、その振興策のどういうところが一番使われるところというふうになるんですかね。

○津森川辺川ダム総合対策課長 1つは、こちら県の事業としても上げさせていただいています国道445号九折瀬地区の整備、これは村から一番要望の強いことになっております。こういうふうなことも含めて、今後、先ほどの報告のところでも申し上げましたが、毎年度事業をどういうふうな形で実施していくかというのは、国も含めて3者で協議しながら、進捗を見ながら進めていくというふうなことで、具体的な事業を確定していくわけでございますけれども、その前提として、国の方は、先行して4事業を実施されています。そこで、例えば平場を整備されたり、農地を造成されたり、それを玉突きによって具体的な需要が明確になるところもございますので、こういう形で3者共同で事業実施についても決めていきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 一応50億についての今後の方向性というかな、ということについてもある程度話がありました。

ただ、今前川委員もおっしゃったように、あくまでもこれはやって当たり前の話というのが前提だということで、その50億ということが、一応村の振興事業を支援するためということでの名目としてはそうなっているかもしれないけれども、実質的には、さっきの残事業の50億の県の負担分ということが根拠になっているということであれば、結局はそんなに新しく打ち出すということに本当になるのかどうなのかというのは、やっぱり国に対

しても、国の反応に対して、あんまり今はっきりした答弁、まあ今できるような状況じゃないというふうに思いますけれども、やっぱりしっかり認識をしてもらわなきゃいけないというふうに思いますよね。

その上で、県が、これだけ財政的な負担をするということに対して、覚悟を決めたというこの重みというのを国がどれだけ受けとめるのかというのは、これはただ単に今後の対応方針として1行さらっと書いてありますけれども、このくらいの、まあ当然補償法の制定を求めていくということで、それが一番なんだろうけれども、やっぱりもっと強く強く県の意思というのを出していかないと、今の政治状況から考えてみても、これは非常に厳しいものになるだろうというふうに思いますので、その点は、部長も答弁されましたので、しっかりお願いしたいということを要望しておきます。

以上です。

○佐藤雅司委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤雅司委員長 なしという声がありました。

なければ、これで報告に対する質疑を終了いたしました。

次に、その他で何かありませんか。

○高野洋介副委員長 先ほど議論されました五木村振興に関してですけれども、ここに配付してある要望書の中に、五木村振興に伴う支援についての要望が、五木村の和田村長及び田山議長の連名により議長あてに出されています。

五木村の振興については、昨年7月に、国、県、村の3者による五木村の今後の生活再建を協議する場が設置され、5回の協議が終わっておりますが、その協議の場で決定さ

れた事項について、確実に実施されるとともに、生活再建に係る補償法を早急に制定されることを国に対して要望する意見書の提出を、村の振興を強く支援する意味から提案いたします。

○佐藤雅司委員長 ただいま高野副委員長から、意見書提出についての御提案がありましたが、事務局に意見書(案)を用意させておきますので、配付させていただきます。

意見書(案)を配付してください。

(事務局意見書(案)配付)

○佐藤雅司委員長 執行部から、現在の状況は、先ほどの報告事項、川辺川ダム問題についての説明がありましたので、省略をさせていただきます。

この件に関して、質疑はございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 それでは、委員会から議長に意見書(案)の提出をいたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により議長あてに提出することに決定をいたしました。

ほかにございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○佐藤雅司委員長 最後に、要望書が3件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後0時49分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長